

令和 2 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

令和2年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 令和2年6月4日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月9日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和2年6月9日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和2年6月9日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
副町長	菅 原 正 春	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
会計管理者	須 貝 孝 子	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	教 育 長	伊 藤 幸 一
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	農業委員会会長	叶 内 栄 一
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	代表監査委員	齊 藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	監査事務局長	相 馬 昇
健康福祉課長補佐	森 祐 子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 本期受理の陳情

陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和2年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。9番齋藤好彦議員、4番小国浩文議員の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いいたします。

議会運営委員長 それでは私から、去る令和2年6月3日に開催された議会運営委員会において、第2回定例会の会期について協議をしましたので、ご報告いたします。

令和2年舟形町議会第2回定例会の会期は、本日6月9日から11日までの3日間とすることとしましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員会委員長報告のとおり、6月9日から11日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月9日より11日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 本期受理の陳情

議長 日程第4 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情について議題といたします。

陳情第1号については、議会事務局長が朗読説明をいたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

受理番号1番、受付年月日、令和2年5月22日。件名、看護師の全国を適用地域とした特定

最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。趣旨、別紙のとおりです。陳情者、山形県山形市青田南6番28号、山形県医療労働組合連合会執行委員長。

次のページ、お願いします。

陳情の趣旨でございます。朗読させていただきます。

<別紙>

<件名>

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。

<趣旨>

高齢化社会が現実となる中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足が続いています。山形県医労連が2017年5月に実施した看護職員の労働実態調査（990人）では、慢性疲労を抱えている看護師は73%、健康不安の訴え72.2%もありました。また、74.8%もの看護師が辞めたいと思いながら働いている実態が明らかになりました。辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」41.7%、次いで「思うように休暇が取れない」39.9%、「賃金が安い」35%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、患者・利用者に対する良質なサービス提供に影響を及ぼしかねない事態となっています。

看護師の賃金水準が全産業平均より低い原因の一つには、同じ国家資格でありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。厚生労働省の平成30年度賃金構造統計基本調査でも山形県と東京都では看護師の年収で72万4,000円、月額にすると6万円もの開きがあります。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記事項について国に意見書を提出するよう陳情いたします。

1. 看護師賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な医療・看護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上でございます。

議長 次に、陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情についてを議題といたします。

陳情第2号について、議会事務局長が朗読をいたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

受理番号2番、受付年月日、令和2年5月22日。件名、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。趣旨、別紙のとおりです。陳情者、山形県山形市青田南6番28号、山形県医療労働組合連合会執行委員長。

次のページをお願いします。

趣旨を朗読させていただきます。

<別紙>

<件名>

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。

<趣旨>

高齢化社会が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。日本医労連が2017年5月に実施した「介護施設夜勤実態調査」では、「2交替夜勤」の施設が9割を占めており、その内8割以上が、16時間以上の長時間労働となっています。また仮眠室の有無については約半数の施設で「仮眠室がない」と回答しており、職場環境の改善が急がれます。さらに介護従事者の賃金は医療従事者と比べて低く、山形県医労連加盟組織の施設でも介護と医療とでは平均賃金に約6万円の差があります。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、利用者の安全や良質な介護サービスの提供に影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし現実には、職員確保や体制の充実は事業者の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、介護従事者の賃金底上げをはじめとする処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記について国に意見書を提出するよう陳情いたします。

1. 介護従事者賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な介護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上でございます。

議長 陳情第1号及び陳情第2号の審査については、会議規則第94条の規定により、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和2年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

町内での田植えもほぼ終了し、山々の新緑が目には鮮やかに映える最良の季節となりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症のため、例年よりも町の雰囲気には華やかさを感じることができないようであります。

山形県においては、5月5日以降1か月間、新たな感染者は出ておりません。しかしながら、東京都では都知事が「東京アラート」を出し、北九州市では市長が「第2波の真ただ中にある」と発言するなど予断を許さない地域もあります。私たちも第2波、第3波に備えるよう努めてまいります。

議会から、国の定額給付金10万円の支給が遅いのご指摘をいただきましたが、5月29日現在の県内の支給状況を見ますと、舟形町の世帯1,865世帯中1,680世帯、率にしますと90.1%、人口5,184人中4,728人、率にしますと91.2%であり、90%以上支給されたのは、県内35市町村中8市町村で、最上地域では舟形町と真室川町、鮭川村の3町村のみでありました。次回15日支給予定日については、153世帯375人で、合計で1,865世帯中1,833世帯、率にしますと98.3%、人口5,184人中5,105人、率にしますと98.5%の支給となります。昨日までの6月7日締切りで最終の数字を申し上げますと、161世帯397人というふうなことで、1,865世帯中1,841世帯、率にしますと98.7%、人口では5,184人中5,127人、率にしますと98.9%、まだ申込みされていない世帯については24世帯57人です。しかしながら、2人の町民の方からも支給が遅いと苦情を寄せられたこともあり、できる限り100%支給を目指して、引き続き努力をしてまいります。

さらには、地方創生臨時交付金を積極的に活用して、町独自の支援策にも取り組んでまいります。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 舟形中学校卒業式等について

3月16日月曜日、舟形中学校卒業式が行われました。

中学校では、公立高校の受験を目前にした3月4日から、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業措置が取られており、卒業生47名にとっては、この卒業の日が久しぶりの同級生との再会の日であり、同時に中学生生活とのお別れの日となりました。

感染防止対策として、体育館内の換気の徹底や、来賓招待者の大幅な制限、そして参加者全員がマスクを着用した中、短縮した内容で式典が行われましたが、卒業証書の授与は卒業生代表とはせず、例年どおり一人一人に校長先生から手渡されました。特に、今回の卒業証書は卒業生が自分たちで紙をすいて作ったということで、感慨もひとしおだったのではないで

しょうか。いろいろな制約の中で行われた式典ではありましたが、大変すばらしい卒業式でありました。

また、3月19日には舟形小学校卒業式、3月27日にはほほえみ保育園卒園式が行われ、その後、年度が明け4月に入り、コロナ禍の影響で、当初予定しておりました小中学校の入学式は、10日ほど遅れましたが4月16日に舟形小学校、4月17日に舟形中学校で入学式が挙行されました。その後、段階的に分散登校、午前授業等を行いながら、5月25日から通常登校として再開したところであります。

(2) 舟形町遺族会の解散について

4月30日木曜日、舟形町遺族会佐藤幸男会長、森正誼副会長が来庁され、舟形町遺族会の解散についての報告を受けました。

舟形町遺族会については、戦没者の追悼事業、遺族の方々の生活相談や処遇の向上等を目的として昭和22年に設立され、これまで特別弔慰金の制度の継続へ向けた取り組みや、毎年追悼式を開催する等の活動を行ってきたところでありましたが、遺族会の現在の会員が71名となり、戦後75年目を迎え、会員の高齢化に伴い運営が厳しくなったとのことで、令和2年3月31日をもって解散するとのことであります。また、これまで会員の方々が遺族会運営のために納入した会費を清算し、舟形町社会福祉協議会に寄付をしてくださったとのことで、昭和22年から73年間の幕を閉じたこととなります。今後、戦没者追悼については、終戦記念日の8月15日に町として猿羽根山の忠魂碑に献花をするとともに、防災無線で町民に、戦没者への追悼のための黙禱を呼びかけていくこととしております。

(3) 第40回ふながた若鮎まつりの中止について

5月18日月曜日、第40回ふながた若鮎まつりの第1回実行委員会を開催いたしました。実行委員会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県内外において様々なイベントの中止の状況を踏まえ、今年度のふながた若鮎まつりの開催の可否について協議をいたしました。若鮎まつりを開催する上で、3つの密のうち密集・密接は避けられず、感染者の発生が懸念されるほか、無症状の感染者が来場する可能性もあり感染拡大につながるおそれがあること、また早急にゲストへ開催可否の返答をする必要があること等から、今年度の開催についてはやむなく中止とすることといたしました。

また、実行委員会では、本来若鮎まつりで販売予定であった鮎の販売先がなくなることから、その対応が必要であるとの意見があり、事務局である町として、販売方法等について今後検討を進めていくこととなりました。

以上、コロナ禍の中、3件については行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件について3件、承認案件について7件、補正予算について1件、財産の取得について1件、条例の制定について2件、以上14件について

ご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、6月定例会一般質問通告書、次のとおり通告いたします。

質問の主題といたしまして、デジタルファーストについてでございます。

デジタルファーストについて。第7次舟形町総合発展計画の重点プロジェクトの一つであるデジタルファーストプロジェクトとは、令和元年度に成立した国のデジタルファースト法案を基に、行政手続の電子化により行政の効率化及び町民生活の向上につなげることを目的とし、舟形町独自の事業を行うようであるが、町民生活の利便性をさらに向上させるためには、ICTの利活用は必要不可欠なものであると思います。

また、全国的に蔓延している新型コロナウイルスの感染リスクを考えれば、デジタル発信が大きな役目を果たしてくると考えています。

このような中で、役場各課の連携により、インターネット電話やウェブ会議システム等のICTを活用して、町民にどのような行政サービスを提供し、町民生活の利便性向上につなげていくのか伺います。

また、教育現場においては、タブレット端末を活用した学校の授業をどこまで検討しているのか伺います。

加えて、マイナンバーカードの取得が伸び悩んでいるようであるが、今回の特別定額給付金の申請に当たって、その取得数とオンライン申請数はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上です。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員のデジタルファーストについてのご質問にお答えします。

第7次舟形町総合発展計画の重点プロジェクト掲げているデジタルファーストプロジェクトは、デジタルファースト法（デジタル手続法）の趣旨も踏まえながら、そのみならずAI（人工知能）やICT（情報通信技術）を活用した分野へ人的・財政的投資をすることを目的とするものであります。

デジタルファーストプロジェクトを掲げることに至った経緯を申し上げますと、昨年9月に職員とともに、東京のグーグルオフィスと総務省を訪問し研修を行いました。そして、持続

可能な地域社会を実現するため、A IやI C Tなどの新技術を活用したソサイエティー5.0時代に向けて、いち早くデジタルファーストを町で取り組んでいくことが大事であると痛感いたしました。そこで、早期に仕組みづくりや体制の強化に着手していくことの必要性を認識し、先進的な少数社会を目指すべく、デジタルファーストプロジェクトを重点プロジェクトに掲げるとともに、今年度の機構改革でデジタルファースト推進室を設置し、町のI C T活用の方向性や具体策について各課横断で総合的に検討していくこととしたところであります。

ご質問にあります、I C Tを活用して町民にどのような行政サービスを提供し、町民生活の利便性向上につなげていくのかにつきましては、インターネット電話の活用も含め、これからI C Tに関わる施策を展開していくため、各課職員で構成するワーキンググループを立ち上げ、町の現状と課題に対し、どのようにI C Tを活用するかという観点で検討をしております。

また、行政手続の電子化も進めていきたいと考えております。まずは、できるところからの順次進めていくこととし、具体的には職員採用試験の申込受付や児童手当の各種申請に電子申請を導入するなど、利便性の向上につなげていきたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響により、コミュニケーションの在り方や日常生活が変わってきており、デジタル化の推進は加速していくと思われまます。

今後も、変容していく時代に対応できる職員の育成を図りながら、新しい技術を柔軟に取り入れ、町が抱える課題の解決や町民生活の利便性の向上につなげていきたいと考えております。

次に、学校での授業におけるタブレット端末の活用についてですが、小中学校では、国が進めるG I G Aスクール構想の補助事業と地方創生臨時交付金を活用して、今年度1人1台の情報端末整備に取り組むこととしております。

現在は、小中学校それぞれに昨年度予算で5台の教師用タブレット端末を配備しており、動画を使った授業に活用するとともに、今後、児童生徒用の端末が整備されたときに備えた学習準備をしてもらっているところであります。

今年度は、小中学校ともに1人1台タブレット端末を配備し、段階的に双方向性をいかした授業に取り組んでいくとともに、通信環境が整っていない家庭でもオンライン学習が行えるように、インターネット接続のための貸出用機材の配備も行うこととしております。この先、新型コロナウイルスの感染拡大により学校が臨時休校となったときでも、オンライン授業等で「子供の学び」を保障できる環境づくりに、町として取り組んでまいりたいと考えております。

最後の質問のマイナンバーカードの取得数と特別定額給付金のオンライン申請数ですが、5月31日現在でマイナンバーカード取得件数は552件で、全人口の10.6%となっており、給付金

のオンライン申請数は同じく5月31日現在で7件となっております。

以上であります。

1番 第7次総合計画の中で、IoTやAI（人工知能）、またクラウドサービス、ドローン、自動走行車、無人ロボット等などの最新テクノロジーの活用とありますが、今現在で、今後進めていくとは思いますが、どのような形で進めていくのかお伺いしたいと思います。

まず、一つは、やはり今、今日議会に来るときも検温検査されたわけですが、例えば温泉施設等とかにもいろいろなお客さんが来るわけです。そういう形で、やっぱり検温検査ということはなかなか難しいと思う中で、AI検知システムのようなものも開発されております。そうすると、画面に自分を映した上で入場できるような形もありますので、そのようなものもあり、農業系におきましては、自動無人草刈り機、これはロボットですね、やっぱり温泉の芝とか河川公園の芝、あとは縄文の女神も飾ってある芝部分をロボットによる草刈り等もできないかなということも、最近の新聞で出てきております。

また、農業においては5Gという大きな課題がありまして、すごくローカル5Gを活用した場合には、一つの端末で5台のトラクターを動かせるような機能があるという新聞記事もあります。町としては、段階的に進めていく中で、とりあえず進めていく方向性が見いだされているものは、その電子系の申請とかそういうものから始め、今後どのような方向性で考えているのか伺います。

町長 第7次総合発展計画の未来予想図の中に、自動運転の車が走り、免許を返納した高齢者の方々も公共施設、診療所等に自動で運転の車に乗れば自動的に来れるというような夢物語や、ドローンでいろいろなものを配達したりする絵を描かせていただきました。やはり、今後の目指す社会の中では、やはりデジタル技術、ICTというふうなものの技術を使わざるを得ないだろうというふうに思っております。

一方で、4月1日現在の高齢化率というのが、65歳以上の人口が2,078人ございます。率にしますと40.1%の方が65歳以上と、10人に4人は65歳というふうなことがあります。そうした場合に、今すぐデジタル化をすると非常に困るというふうな方々もいるというふうな現実が一方であります。

そうした中で、先ほど答弁の中で申し上げましたが、とりあえずデジタルとかICT技術にたけている、例えば若い世代であればというふうなことで、採用試験の申込みであったり、さらには子供を育てている若い保護者の方であれば、保育所の申請等ができるのではないかと、というふうなことで、短期的なプランとしてそういった目当てを立てているところがございます。やはり、長期的・中期的・短期的というふうな中でこういったことを考えていかなければいけないというふうに思います。まずは、夢を見ることが大事であって、夢を見ることができれば目標を立てられます。目標が立てられれば、行動に移るというふうなことになる

というふうに思いますので、しっかりとまず舟形町の目指すそのICT技術を使った計画をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、まず今年度の中で職員の中のワーキングチームをつくりながら、行政事務手続そのみならず、今後舟形町に必要なものというふうなものについて、デジタル技術でICT技術でどういったものができるかというふうなことは、NTTのほうと契約を結びまして、そのアドバイス等をいただきながら、舟形町に合ったそのICT技術の推進というふうなものの計画をつくっていきたいというふうに考えております。

したがって、今現在の中でどういう計画があるのかというふうなことでありますが、デジタルファースト推進室が4月に新しくできたばかりでございまして、今後そういったことをしっかりとつくっていくというふうなところにいるところでもありますので、ご理解していただければというふうに思います。

1番 今後の課題ということではありますけれども、デジタルファースト推進室でのまず各課連携という形で、総務課、まちづくり課、住民税務課、健康福祉課、農業振興課、地域整備課、教育課とありますけれども、各課職員で構成するワーキンググループという形、これは若い人を主体にするのか、それとも課長クラスの人たちを主体にするのか、その辺ちょっとお伺いしたいです。

町長 当然、我々のような管理職のことでもありますし、そういったデジタル技術を含めICT技術に詳しくないというふうなことでもありますし、今後あるべき姿というふうなところもありますので、若手の職員を中心にワーキングチームをつくるというふうなこと、さらには先日全職員を対象といたしまして、研修会もNTTのほうから来ていただきながら、そのデジタル技術等の在り方について研修を積んだところでもあります。また、全職員に対してアンケート調査もしながら、自分の業務の中でそういった技術をどういかせるかというふうなことのいろいろと棚卸しをしているというふうな状況でございます。

1番 やはり、今まではグローバル化社会というふうな形で進んできて、今このコロナ禍によってグローバルだけがいいのかという疑問も出てきて、やはりそのローカルの部分を課長さんとか年配の人が補って、やっぱり若い世代がグローバル的なものを共有し合って、地域に合ったデジタル化推進に向けて行っていきたいと思います。

やはり、この今回のコロナ禍の中で、やはりいろいろな課によってすごい連携が大きいようなんですけれども、推進室の人数的なものというのは、今の現状の中で対応できるのでしょうか。

町長 まずは、そのデジタルファーストにつきましては、昨年山形県と秋田県で行われました高速道路の設立総会の中で、グーグルの本社のほうから講師として来られた方がありまして、いつでも来ていただきたいというふうなことで、私のほうでメールをして、職員8名を連れ

てグーグル本社を訪問させて研修させていただきました。その中で、やはりICT推進室でもよかったんですが、その方がデジタルファーストだというふうなことがあったものですから、デジタルファースト推進室と、その方に敬意を表して推進室にしたところではありますが、基本的にはやはり現在室長、そのほか職員が2名、その職員の中にはNDソフト南陽市の、そこの経験者の方いらっしゃいます。さらには、リングローから来ている方も入っているというふうなことで、現在4名、それに臨時の方も入れて5名の体制です。これが、どこまで必要かというふうな話なんでしょうけれども、今はできたところでありまして、今後どう進めていくかによっては、必要な人数をさらに増強しなければいけないというふうに思いますし、今後それほど要らないというふうな計画が進んでいくというふうなことであれば、減少するかもしれません。とりあえず、今現在の中ではしっかりとこの計画を立てるというふうなことが、私たちに課せられているというふうなことであるというふうに思っております。

1番 今段階から、これから考えるということで、まず初めにできる児童手当、各種申請に電子申請を導入するという形をやっぴり最初に進めてほしいと思います。ただ、やはり、さっきグローバルとローカルと言いますけれども、やはりネット環境とかいろいろな条件の中でオンライン申請ができないところに関しては、やっぱり郵送で対応しなければいけないと思いますので、なるだけ電子申請を取り入れながら、やっぱり郵送のほうも充実していかないといけないとは思っております。このことについては以上であります。

それと、今後変容していく時代に対応できる職員の育成というのは、やはりデジタルファーストに関しての項目も触れながら育成を図っていくとは思いますが、今行政の方々にアンケートを取ったという中で、デジタル系に特化したような職員はどの程度いるものでしょうか。

町長 アンケートはこれから取るというふうなところあります。あと、特化した人というふうなことで、そういった特別な技術というふうな資格とか、職種で分かれているわけではございませんので、役場の職員については全て一般職というふうな方でありまして、ただ得意な方というふうなことは優先的にお願いをしているというふうな状況であります。

1番 それでは、時代に沿ったというか、やっぱりこのグローバル的なことを先ほど言いましたけれども、やはり今、今回東京のスタイルというか、都市型コミュニティーが今回のコロナの中で大変やっぱり密集した中での解除が困難な状態になっております。それは海外のニューヨークでも同じような状況でありましたけれども、やはりこれから、さっき言いましたグローバル化からローカル化という形では、やはり地方の分散型システムという形で、やっぱり今回テレワークとかそういうもので、都会の人は結構自宅でも仕事ができるという形が明らかになった中で、それだったら田舎でも仕事ができるのではないかとということで、やっぱり町としては、これからその都会の企業とかの連携もありますけれども、やっぱりこの田舎

に住みながら都会の仕事ができるようなシステムの構築も今後進めていくとよいのではないのでしょうか。その辺に対してどう思いますか。

町長 先ほども申し上げましたが、人口減少していくというふうな中で、先進的少数社会をつくりたいというふうな思いでこういった夢、基本構想の中にも重点プロジェクトとしてデジタルファースト推進というふうなことで挙げさせていただいているところでもあります。やはり、議員さんおっしゃられるとおり、ローカル5G等を含め、ソサイエティー5.0というふうなことで、今後特に過疎地域でこそこういった先進的な技術というものが使われるべきものだろうというふうに思っております。したがって、そういったことも含めて、こういった計画に努めていかなければいけないというふうに思います。

ただ、光ケーブルのときもそうでありましたが、都会はNTTさんとか通信業者さんがただで光ファイバー網等を設置していただきます。ローカル5Gについても、都市部を中心にもうサービスが展開されておりますが、我々のような採算性の薄いといいますか低いといいますか、そういった地域に関しましては、なかなか5Gの広がりというふうなものについては、こちらから手を挙げていかないといけない。逆に言うと、ローカル5Gというふうなことで総務省のほうにお願いをしながら、我々がそのものをつくっていくというふうにしなれば来ないだろうというふうに思っております。そういったことを含めて、今年度から来年度にかけてじっくりこういったものが必要なのか、さらにはローカル5Gができたというふうなことだけではなくて、それをどう利活用していくかというふうなことも、町民を挙げて考えていかなければ駄目な問題だろうというふうに思っているところでもあります。したがって、今年度につきましては、そういった計画も含めながら計画書づくりにやっていきたいというふうなところであります。

1番 やはり、ローカル5Gというか、やっぱり地域の方と相互性を持ちながら進めていっていただきたいと思います。

では、続きまして教育関係なんですけれども、今回タブレット端末を配備すると、今年度中に配備していくということで、今年度中に機材が、まず一つそろえるのかということと、あとはそのタブレットの、ギガスクールという形もありますけれども、どのような形で今後進めていくのかお伺いすると、あとはこのWi-Fi環境の中の、この間学校にアンケートした結果もちょっと見ておりますけれども、それに関しての貸出ヨウキの配備というところがありまして、この貸出機材の配備というところ、例えば小学校で86%、中学校で95%のWi-Fi環境下はあり、なしと答えた方が14%と5%、人数にしますと38人の方がWi-Fi環境が整っていないという形になります。その中で、やはり貸出機材というのは、多分ルーターのことだと思うんですけれども、そのルーターをない方に貸し出してしまおうということは、1つが大体月5,000~6,000円かかるものでありまして、ない人に提供してしまうと、そ

のWi-Fi環境を整っている方も、そっちのほうがお得感になってきてしまう状況もあるので、この配給する制限とかがないのか、ちょっとお伺いします。

町長 学校関係のことでございますので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

教育課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、機材がそろうのかというご質問でございました。今年度ギガスクールの事業で、全国的に前倒しでタブレット等の機材の導入というのが進むことが予想されております。そんな中で、やはりそういったタブレット端末の数が全国的に足りるのか、またはどのようなスケジュール感で整備するのかというところがありますけれども、業者さんのほうの情報とかを聞いているところによりますと、やはりかなり需要が大きくなっている中で、年度内のぎりぎりぐらいになるのではないかというふうな想定を話をされております。ただ、町としてもできる限り早期にこういった制度を利用した整備を行いたいと思っておりますので、できる限り作業のほうを早めて、リスクを下げながら導入に向けて動いていきたいと考えているところです。

それから、ギガスクールの進め方ということでもありますけれども、これにつきましては学校のほうでそういったタブレット端末を児童生徒が1人1台というところの状況が生まれるというのは初めての状況だと思います。学校の先生方が技術的にどこまで使っていけるかというところが大事になってくるかと思っておりますので、一足飛びに、今先進的に活用している自治体のまねをすることはできませんので、先生たちの習熟度を少しずつ上げていただきながら、授業の中で活用していき、いずれはオンラインの授業といったところにも活用できるという将来的に見通しの下に進めていかざるを得ないのではないかということで、こちらについては時間をかけながら習熟度を上げていきたいというふうに考えているところです。

それから、貸出しの機器の考え方ですけれども、一応このたび各家庭の通信環境についての調査をさせていただいたところですが、それによると、先ほど議員のおっしゃったとおりの結果となっております。その中で、町としては今回の学校の臨時休業、そういったときに家庭学習でオンラインを活用した学習ができる環境を整えておけば、今後第2波、第3波というような危険性が言われておりますけれども、そういったところでの活用ができるのではないかと考えております。ただ、家庭の中でそういった通信環境が整っていない家庭が少なからずあったという状況があります。

町としての考えとしては、まず自力で整備、環境を整えられる家庭についてはそのように整えていただきたいと考えているところでありまして、今回そういった機器の台数を検討するに当たって考慮をしましたのは、家庭では自力で整備が難しいと思われるご家庭に限定して、そういった町として学びの保障を行っていくためには、そういうサービスが必要であろうと

ということで考えておりますので、まず具体的に、個別具体的な判断になってきてしまうので、この場では具体的にお答えすることはできませんけれども、そういった個人の状況を判断しながら、お貸しする端末をどの方にお貸ししていけばいいのかというところを判断していきたいというふうに今の段階では考えております。

1番 ない世帯に配給するという形で、これが例えば町では何分の補助とかするとか、そういう制限をしないと、なかなか月5,000～6,000円もする端末を各家庭に配給してしまうと、やはり3年間、機種のなもので多分3～4年が限度と思いますけれども、そういう中ですと、もうかなりな予算が使われてしまうのではないかと思っております。その点についてはまだ決まっていないでしょうか。

町長 その件については、教育委員会より答弁させます。

教育長 今、貸出しの件についての議論だと思うんです。今回、6月補正で予算要求というか計上させていただいている分については、いわゆる要保護と準要保護、いわゆる生活保護と、それに教育委員会のほうで対応している準要保護の世帯というふうなことで、一応1台分の予算の計上というふうになっています。今回アンケートで、Wi-Fi関係とか環境設定になっていない世帯が37というふうなことで、大体10%ぐらいですけれども、今後ギガスクール構想の中で、町のほうで学習の保障をしていく中で、保護者が負担する分、町が負担する分、そういったところをよく検討して対応していきたいというふうに思っております。とりあえずは、予算的には先ほど申し上げましたとおり、準要保護、要保護の分というふうなことで、今回貸出しの分というふうなところでの計上をさせていただいております。

1番 今回は、国による際の最大4万5,000円の補助という対象でありますけれども、ご存じかと思っておりますけれども、まず携帯でもタブレットの端末でも、やはり年数が3～4年が限度かなと思っております。その中で、結局今回国からまず補助してもらった場合に、例えばその中に入れるアプリとか有料のアプリ的なものとか、あと4年後に今度買換えとかなってしまった場合のものが、例えば先はまだ分かりませんが、もう教科書がなくなってタブレットになってしまうような形であれば、教育費の一環としてはできるんでしょうけれども、3～4年後のそのタブレット等の更新時期を迎えた場合の対策というのはどういうふうに考えていますでしょうか。

町長 その件についても、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

教育長 今これから（「5分前です」の声あり）更新するというふうなことですけれども、今現在そこまでは考えておりません。今現在、第2波、第3波のコロナ波が来るというふうなところで、どういったことができるのかというふうなことを想定しながらの今年度の対応で手いっぱいというふうな状況でございます。

今現在、教科書関係での授業の進み具合というふうなことで、最終学年、小学校6年それか

ら中学校3年生、重点的にその授業時数を確保できるようにというふうなところで、今後第2波、第3波来たときに活用できるかどうかというふうなことの課題はございますけれども、今回購入して更新の時期というふうなところでの考え方については、まだそこまで及んでいない。ただ、ギガスクール構想の中で、1人1台の端末というふうなことで、今取り組んでいるというふうな状況でございます。

1番 時間もないので、そのように今後の未来的なものも考えていながら進めていっていきたいと思います。

続いてですけれども、オンラインというかマイナンバーと特別定額給付金についてでございますけれども、やはりこの全国的にまだ21%程度の支給しかになっていないという、今日新聞で見ましたけれども、そのような中で、一つはマイナンバーカードの取得している520人でしたか、522件で、オンライン申請で受理されたのが7件となっております。郵送でする場合は、確かに世帯主という形で仕方ないのかなと思いますけれども、やはりマイナンバーカードにつきましては、できるだけ個人に行くのが本当は理想なのかなとは思いますが、その点については、結局こうマイナンバーを持ったとしても、家族間の世帯主の方がマイナンバー登録をしていないと受給できないということがありますので、やはりマイナンバーカードを持つ利点的なものがちょっと失われているのではないかと考えております。やはり、今回国での世帯主という形になっていきますけれども、やはり地方になると二世帯、三世帯住居の家族がいる中で、世帯主という一くりにしてしまうと、なかなかその個人個人に行くお金の割当てが家族間で問題になるのかなと思って、ちょっと感じたところでもありますけれども、そのオンライン申請に今後関わる、今回2波とか来た場合に、その受給するやつを個人に充てるような考えは町ではできないものでしょうか。

町長 世帯主に給付するという国の制度でありますので、市町村、自治体独自でこれをするというふうなことはできません。

1番 やはり、国のほうに、県でもいいですけれども、今後要請して、できるだけやはり、海外だと個人に給付するようなシステムはもう整っていて、日本はマイナンバーをつくりながら個人に支給できないようなものをつくってしまったような感じに思います。来年からは保険証とか通帳とかひもづけをするようですけれども、やはりマイナンバーの本当に活用するには、個人に行き渡るような方法が一番いいと思います。今後、国・県の意向によりの町でありますけれども、やはり要望として国や県にも要望していただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番荒澤広光議員。

2番 おはようございます。

まずは、このたびの新型コロナウイルス感染症に感染し、お亡くなりになった方、入院されている方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。この感染症が一日も早く終息することを改めて祈念いたします。

それでは、通告書に従い、自転車保険義務化、町としての対応はと題して一般質問を行います。

自転車は大変手軽な乗り物として、幼児から小学生、中学、高校生そしてまた大人まで昔から親しまれてきた乗り物ですが、最近は自転車による事故のニュースを目にする機会が増えてきました。

事故の原因としては、車同様に携帯電話・スマートフォン使用のながら運転、歩道を走行しての衝突事故、交差点での衝突事故等によるものが全国的には多いようです。

こうした事故防止を目的として、山形県でも2019年12月24日に山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。

山形県では、自転車保有世帯の割合は77.9%で全国第3位と高く、一方自転車保険に加入している世帯割合は21.9%と全国ワースト2位と低く、事故に対して認識、十分な備えがされていないのが現状のようです。

山形県では、来月7月1日から自転車保険への加入が義務づけられますが、全国的に見てみますと、既に義務化されている県・市は20地区、予定が山形県、山梨県の2県、努力義務が17地区の現状です。

手軽な乗り物、自転車で重い事故の全国の賠償例として、①信号無視した男性の自転車が、横断歩道を横断中の女性と衝突し、女性は意識不明の重体で数日後死亡し、約5,500万円の損害賠償額。②小学5年生の少年が帰宅途中、自転車で坂道を下っていて、散歩中の女性に気づかず衝突。女性は頭蓋骨を骨折し意識不明の状態で、約9,500万円の損害賠償額を受けた事例があります。

舟形町でも、自転車保険加入義務化に向けて、自転車保険を取り扱う保険会社の現状把握、各家庭で所有している自転車保険加入状況、自転車保有状況の把握が急務だと認識していますが、自転車保険義務化に向けて町としての具体的な対応状況をお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の自転車保険義務化、町としての対応はについてのご質問にお答えします。

山形県では、自転車を気軽に乗れる乗り物として利用拡大を図るため、令和元年8月に山形県自転車活用推進計画を作成しました。それによりますと、山形県においては、自転車保有世帯数と1世帯当たりの平均保有台数が全国と比べ高く、その反面、自転車保険への加入率が低い状況にあるようであります。また、自転車を利用している人が半数にも満たないという調査結果にもなっております。

こうした中、令和元年12月に県が制定した山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、交通ルールの遵守、自転車の安全利用、自転車交通安全教育の充実、自転車保険への加入の義務化、自転車の適正な管理等が規定されております。県条例では、小学校、中学校、高等学校の長は、児童生徒に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるとともに、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、自転車賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めることとされております。そのため、学校では、学校におけるこれまでの安全教育に加え、自転車に乗る機会の多い児童生徒の保護者に対し、今年4月のPTA総会の資料の中で、自転車保険への加入をお願いしております。

自転車保険は、自転車専用の保険のほか、小中学校の全児童・生徒が加入している山形県PTA連合会安全互助会といった自転車事故の賠償補償制度のある保険、自動車の任意保険や火災保険の特約など様々な種類があることから、その加入状況を確認するには1人1人聞き取りをしなければなりません。舟形中学校では、自転車通学の届出をする際、保険の加入の有無を確認しておりますが、自転車通学以外の生徒については確認をしておりません。

自転車の保有状況につきましては、調査したことがないため、現在のところは把握していないところであります。

今後の町の対応といたしましては、これまで同様、保育園のかもしかクラブでの交通安全教育、小中学校での交通安全教室を通じた交通ルール、マナーの徹底、駐在所の協力を得て行っている各地区での高齢者交通安全教室での交通ルール、マナーの徹底といった、事故を起こさない、事故に遭わないという事故防止策に継続して取り組むことが最も重要と考えております。

自転車保険への加入促進につきましては、町広報紙等での周知のほか、交通安全教室、交通安全関係の会議の際などの機会も捉えて、引き続き広く呼びかけてまいりたいと考えております。

2番 今ほどの答弁書の中で、自転車に乗る機会の多い児童、保護者に対し、4月のPTA総会で資料として自転車保険への加入をお願いしたというふうな答弁がありました。多分、私もその中学生の保護者から借りてきた通学届ですけれども、こういうふうな様式ではないかなと思います。こういうふうな様式の中であるんですけれども、具体的にどのようにすればいいのかというふうな保護者からの問い合わせがあったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。

町長 その件については、教育委員会のほうから答弁させていただきたいと思います。

教育課長 この件についての保護者等からの問い合わせは、特にないというふうに把握しております。

2番 この通学届の中に、防犯登録はほとんどの方がされておると思います。そのほかに、今回の保険、TSマークというふうな欄もあるんですけども、このTSマークというふうなものに関しましては、自転車そのものの点検整備ですね、それを自転車安全整備士というふうな資格を持った方が本来はするというふうなことになっているようですので、それで舟形町の町内を見回してみますと、昔からの自転車屋さん、そういうふうなお店が大分なくなっているような現状もありますので、この辺についてはさらに保護者の方へは周知が必要なのではないかなと思っております。

あと、もう一つ、県条例の中で、学校の長は自転車賠償責任等への加入の有無を確認するように努めるというふうな言葉もありますが、その後の把握、フォロー、その辺に関しましてもお聞きしたいと思えます。

町長 その点についても、教育委員会のほうから答弁させていただきたいと思えます。

教育課長 県条例においての学校の長の責務として、通学者、自転車を利用して通学する生徒に対しての保険への加入の有無の確認という項目がございます。それにつきまして、先ほど議員のほうでお示しされました自転車通学届、こちらのほう中学校では配布しておりまして、回収して自転車の許可を行っているわけなんですけれども、その段階で自転車、この様式の中では加入しているか、していないかという項目はあるんですが、どういった具体的な保険に加入しているかというふうな記載がする場所がないという様式になってございます。

先般、中学校のほうと、この件について、自転車通学等の状況について確認したところ、この自転車通学を届けを出している生徒について、早急にその自転車保険の具体的にどういった保険に入っているのかと、その有効期間はどうなっているのかといったところの調査をするということで協議をしております、今月の29日を提出締切りとして、その通学者に対して調査票を配付するというのを学校のほうから聞いているところです。そういう形で把握していきたいと思っております。

以上です。

2番 この通学届の中にも、先ほどもちょっと話したTSマークというふうなところがあるんですけども、これに関しましては、車の車検と同様、毎年自転車を整備して、この自転車は問題ないよということで発行するというので、毎年お金がかかる、1,000円から2,000円ぐらいのお金ですけども、そういうふうな手続が今後必要になってくると思われれます。やはり、加入の有無を確認するよう努めるというふうな言葉がありますので、これに関してはぜひ最後まで確認をしていただけるようフォローをお願いしたいと思えます。

あと、今ほどの答弁の中でも、自転車通学以外の生徒に関しましても同様に家の近くで乗る機会があり、事故に遭う機会もあると思えますので、自転車通学以外の児童生徒に関しましても、同じような調査が必要だと思えますが、その点お聞きしたいと思えます。

町長 その点についても、教育委員会のほうから答弁させていただきたいと思います。

教育長 先ほど町長の答弁にもありましたように、PTA関係での保険互助会というふうなことで入っています。賠償額が1,000万円というふうなことにつきましては、保護者の皆さん全て入っていらっしゃるというふうなことです。学校に来る、通学に利用している届出のある生徒につきましては、確認は必要とは思っておりますけれども、今後状況を見ながら対応について検討をさせていただきたいというふうに思います。

2番 これも答弁書の中で、山形県PTA連合会安全互助会というふうなところに、児童生徒全員が加入しているようですが、これは県で定めている今回の条例の自転車保険に入ったというふうなところで、入っているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

町長 その点についても、教育委員会のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 この保険につきましては、自転車関係のことも一緒に入っているということで、県条例の中では幾らの保険というふうなことの記載はなく、賠償保険というふうな書き方ですので、そういった意味においては、先ほど申し上げた安全互助会のほうも該当になるというふうに認識してございます。

2番 やはり、これも県のホームページを見ますと、団体保険というふうなくくりで、PTAの保険、PTA・学校が窓口となる保険というふうな書き方がされておりますので、ぜひこれも本当にオーケーなのかどうか再度確認をしていただきたいと思います。

あと、もう一つですけれども、これも県条例ですけれども、学校の長は、自転車賠償責任者の加入に関する状況を提供するように努めるというふうな言葉もあります。これもやはり、先ほど私話しましたけれども、舟形町内ではなかなかそういう自転車の販売店、あるいは保険屋さんもないというふうな状況もありますので、あと、また町内のJAですけれども、ここでも自動車共済に特約で自転車の保険も適用できるように、今年の10月に向けて今準備中というふうなところもありますので、その辺の情報提供を保護者に必要あると思いますけれども、その辺もお伺いいたします。

町長 その件につきましても、教育委員会より答弁させていただきたいと思います。

教育課長 加入に関する情報の提供という点でございますが、先般この総会資料という中での配布という形で、今年度については臨時休業中という関係もございまして、PTA総会を全員集めての総会という形で小中とも開けていない状況がございました。今年の7月からの条例施行ということでありますので、この資料について総会資料の中に入れていただいたわけなんですけれども、口頭での具体的な説明ということができなかったことで、伝わらなかった部分もあるのかなというふうにも思っております。

今後、具体的にこういった保険があるとか、こういったところの加入を勧めるといった部分につきましては、先ほど議員から情報提供いただきましたJAのほうでも検討しているとい

う話もございますので、そういった情報収集をしながら、学校のほうでも保護者向けにこの保険、この条例の意義について、内容についての周知というところは、折を見て行っていきたく、そのように指導していきたくと考えております。

2番 やはり、今回私もこの条例に関しましては勉強させていただきましたが、やはり一般の保護者の方に関しまして、まだかなり周知がされていないのかなと思っております。この間の、3日前ですか、山形新聞にもこの条例に関しての記事が載っておりました。やはり、町民にもっとこういうふうな条例が7月からスタートするんだよというふうな周知がもっと必要だと思っております。自転車のその保険に関しまして、例えば舟形町内のどこそこのお店屋さん、あるいは農協さん、あるいは新庄辺りのホームセンターに自転車を持っていけばできますよとか、持っていてもしてくれないホームセンターもあるようですので、その辺明確にしてですけれども、保護者のほうに、保険に加入しやすいような環境整備をしていただきたいと思えます。その辺の計画あれば教えていただきたいと思えます。

町長 先ほどのPTA互助会のほうをさらに調査しなければいけませんけれども、基本的に今の段階で、児童生徒分につきましては損害保険に入っているというふうな形ではないかというふうに思えます。そうすると、残りの児童生徒以外の一般者というふうなことになるかというふうに思えます。今議員さんがおっしゃられたとおり、その周知というふうな部分について十分かどうかというふうなことについては、県を含めて考えていかなければいけないというふうに思えます。先日、6月6日の山新だと思えますが、県と日本損保協会山形会が協定を結んだというふうなことでありますので、県の段階でも6月に入ってから協定を結んでいるという現状がございます。

そういった意味で、やはりこの義務化というふうな言葉はあるんですが、その基本的な自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例そのものも、山形県における、特に冬期間自転車に乗れないそういう県において、今後自転車、サイクリングツーリズムというふうなことで、3月定例会で1番議員さんのほうからも質問ありましたが、活用すべきだろうというふうなこと、あと道路の整備というふうなものが課題だろうというふうなことでご質問がございました。まさにそのとおりだというふうなことで、それは県と市町村を挙げて取り組むような形になるかというふうに思えます。

そういった利用促進を図る一方で、大阪、兵庫のように事故等、さらに東京のほうでの都市部での事故等、乗る人が加害者になるというふうなことがあるために保険の義務化というふうなことがあるんだろうと思えますけれども、最上管内、昨年3件の自転車事故がございましたが、舟形でも1件ございましたけれども、基本的には加害者ではなく被害者といえますか、そういうところがあるものですから、その急務というふうな部分では、なかなか身が入らないというふうなことはないんですが、7月1日というふうなことに差し迫ったというふ

うなところがないのかなというふうに思いますし、基本的には県の責務、県民の責務、自転車利用者の責務と、さらには事業者、売る側の責務、それから交通安全団体の責務というふうなことで、県の条例上の中でいきますと市町村の立場というものはあまり責務というふうな部分がないというふうな状況であります、やはり一旦そういった損害賠償というふうなことになりますと、町民の方が加害者になって大変な思いをするというふうなことがありますので、こういった県条例の中で賠償保険の加入が義務化されたというふうなことについては、しっかりと町民の方々に周知できるように、広報等を通じてしていきたいというふうに思っているところでございます。

2番 やはり、今の質問あるいは答弁の中では、小学生・中学生、その辺が対象で今やりとりをしたわけですがけれども、私の家でも子供たちの自転車は当然あります。そのほかに、私が昔買った自転車もあります。その自転車に関しましては、防犯登録もされていない、当然保険にも入っていないというふうな自転車がほかにもあるかと思っておりますので、真面目にこういうふうな条例の義務化に対応するとすれば、その持っている自転車の防犯登録は当然入らないと駄目だと思います。あと、さらに整備をして自転車の保険にもこれから入らなければならないのかなとも思っておりますので、そういうふうな自転車も町内の中にあるかと思っておりますので、その辺の調査は今後まだ時間がかかると思っておりますけれども、この必要があると思っておりますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思っております。

町長 保険の義務化についてでございますが、やはり自動車の車検のように罰則規定があるというふうな条例ではございませんので、そのように加入することに努めるというふうなことでありますので、町で自転車の保有台数を調べるというふうなことにはならないのではないかなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その県条例の義務化に伴いまして、そういった保険に入るべきだというふうなことがあるようです。やはり、いろいろな文献を見ますと、その町村に限らず、自分が持っている、住んでいるところに限らず、よそで事故を起こした場合でもその対象になるというふうなことでもありますので、そこに義務化をするというふうなことであれば、その点についても町の境界を過ぎていったところで事故を起こしたとしても、そういったところ、県をまたいでいった場合でも同様に義務化のないところであってもそういったことがあるようでございますし、そういったところのことを少しずつ丁寧に説明をしていきながら、自転車に乗る人について、その主に乗る自転車については賠償保険に入ってくださいよう、町のほうでも丁寧に周知をしていきたいというふうに思います。

2番 やはり、7月からということで、全てが全て7月に間に合わないとは思いますがけれども、ぜひ広報等々で町民の皆様、こういうものができたんだというふうなところで認識していただけるように、自転車売っているところではこういうふうなチラシもいろいろあるよ

うですので、よく分かりやすいような周知の仕方でぜひ町民の皆様に周知をしていただきたいと思います。その辺の内容につきましては広報等で周知になるのか、改めてお聞きしたいと思います。

町長 広報等でお知らせをしたいというふうに思っております。なお、県のほうにもそういった義務化の条例をつくっておるわけですから、県民に向けての情報発信というふうなこともお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

2番 最後になりますけれども、最近この自転車条例7月からスタートだよということで、ラジオとか新聞でもそうですけれども、最近何かやたら耳にするなというふうなところがありますので、7月を意識して少しアピールしているのかなと思いますけれども、ぜひ舟形町でも積極的にアピールを今後に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。6番奥山謙三議員。

6番 質問の前に、これまで舟形町では新型コロナウイルス感染者が発生しておりません。非常に町民の方々のご理解とご協力によりこれまで発生してこなかったことにつきまして、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。引き続き第2波、第3波が来ないような形で、これから質問します新しい生活様式にのっとり行動を行っていただき、感染者が引き続き出ないようにお願いをし、一般質問に移りたいというふうに思います。

なお、一般質問につきまして、質問を通告した時点から大分日がたっておる関係で、経過等が若干変わってきておりますが、この点につきましてはご了承をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

タイトルにつきましては、新しい生活様式普及、推進への取組はと題して行います。

政府は、全国を対象にしていた新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言を5月14日に山形県など39件で解除しました。舟形町では、5月中旬現在、町民、各種団体、町などの取組により感染者ゼロとなっており、これまでの協力に感謝申し上げたいというふうに思います。

しかし、特効薬やワクチンが開発されていない上、5月16日現在、特定警戒地域の東京都などでは依然2桁台の新規感染が確認されており、ウイルスとの闘いが終わったわけではありません。多くの専門家が第2波の到来を予測しています。

私たちは、しばらく新型コロナウイルスと付き合っていく覚悟を持ち、制圧まで影響を最小限に抑える社会をつくっていかねばなりません。新型コロナウイルスの対策を検討する政府の専門家会議が5月4日に、長丁場の対応を前提とした新たな生活様式的具体例を提言しました。

その主な内容は、(1) 一人一人の基本的感染対策、(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式、(3) 日常生活の各種場面別の生活様式、(4) 働き方の新しいスタイル、となっています。内容を見ると、町民にお願いすること、町が率先して行い周知をすることなどがありますが、町として新しい生活様式の普及、推進の取組を質問します。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の新しい生活様式普及、推進への取組はについての質問にお答えします。

去る5月25日に、国により新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言がなされましたが、依然として東京ほか数県において感染者が確認されており、また北九州市においては、4月末以降20数日間感染者が確認されなかったにもかかわらず、5月末からの数日間で100名を超える感染者が確認されており、引き続き予断を許さない状況下にあるものと認識をしております。

さて、ご質問の新しい生活様式につきましては、大きく4つの項目があります。1つ目の「一人一人の基本的感染対策」と、2つ目の「日常生活を営む上での基本的生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、移動に関する感染対策、消毒、せきエチケットの徹底、こまめな換気等、密閉・密集・密接のいわゆる3密の回避を全国レベルで実施するものであります。町においても、2月28日号の広報ふながたお知らせ版をはじめとし、広報紙に複数回、感染予防対策を掲載するとともに、5月22日の新しい生活様式で新型コロナ克服へという県知事、町長連名でのチラシなど、これまでに10回、全戸にチラシを配布し周知を図ってまいりました。

また、防災行政無線にも呼びかけを行っているところであり、町民の方にはある程度周知が図られたものと考えております。

今後も気を緩めることなく、感染状況の変化に応じ、国や県から示される新たな方針に従い、引き続き周知を図ってまいります。

3つ目の「日常生活の各場面別の生活様式」では、買い物、娯楽・スポーツ、食事など個人の生活の場面に関わるものが中心となりますが、会計時の電子決済といった部分については、高齢者の方には対応が厳しいと思われそうですが、その他については様々な場面で既に実践されていると思われそうです。

4つ目の「働き方の新しいスタイル」については、各事業者において、業種ごとの感染予防ガイドラインに沿って、実行可能なところから行っていると思います。町役場に

おいても、テレワークやオンライン会議などの働き方の新しいスタイルについて検討をしましたが、窓口業務が多く、また税、福祉その他個人情報扱う部署は、データを持ち出すことはできませんので、現状ではテレワークをできる状況にありません。また、オンライン会議については、国、県との会議やウェブを活用した研修会など、これまで数回の実績があります。町民の方が参加する会議については、パソコン等でウェブ会議をする環境整備など課題があるものと考えております。

いずれにいたしましても、新たな生活様式の普及、推進につきましては、山形県の啓発事業の内容を確認しつつ、今後とも継続した取組が必要であり、できるものから普及、推進を図っていくとともに、感染状況の変化により新たな方針が出されれば、速やかに対応してまいります。

6番 最初に、町長の感想をちょっと求めていきたいというふうに思います。というのは、堀内・富長のホットな月刊誌の5月号に、洲崎町内会独自でのコロナ対策ということで、薬用ハンドソープとペーパータオル、これ全世帯のほうに配付したというふうな記事であります。この町内会独自でこれだけのすばらしい対策を行ったというふうに私は高く評価をしておりますが、町長の感想等をお聞きしたいと思います。

町長 洲崎町内会につきましては、4月から新しく町内会長さんが阿部さんがなられたものから、そういった中で春先の行事でありますお花見というような町内会独自の行事が中止をしたというふうなこともございまして、そのコロナ感染者を出さないという観点から、薬用ハンドソープとハンドタオルをというふうなことで提供していただいたというふうなことでありますが、特に高齢者の独り住まいとかそういった方々については、大変喜ばれたものだというふうに思います。そういったものが、町内会独自としてやるのがいいのか、そうではなくて個人的にやればいいのかというふうなことについてはいろいろ議論もございまして。町内会の中でも賛否が分かれるところではあるんですが、いずれにしましても、そういったことの中で感染症対策について、ある程度の問題提起といいますか、そういう対応をしたというふうなことについてはよかったなというふうに思っているところでございます。

6番 やはり大事なものは、国でもそうですけれども、給付金1人10万円、全国民にというふうなところの対応を行っているわけでありまして。要は、やはり高齢者とか若い世代、いろいろな世代、また人についても高齢者、若い方々たくさんおりますけれども、やっぱり幅広く対応するというものも、コロナの不安を払拭するためには、やっぱり私は必要なのではないかなというふうに思います。もっと簡単に言えば、1世帯マスク5枚でも、私はもらえればありがたかったのではないかなというふうに思っております。いずれにしても、国のマスクがまだ来ていないというふうな状況の中で、早々と総理大臣はそういうふうな形で対応するというふうなことは、取りも直さず全国民に安心感を与えるための一手段というふうに思います。

ぜひ、今後ともこのこれらのような手法も、やっぱり舟形町でも考えていってほしいなというふうなところで、あえてこのような質問をさせていただいたところでもあります。

次でありますけれども、これまでの町のこの会議、特に4月に開催されます町内会長会議をはじめとするいろいろな会議が自粛されてきております。そういった中で、かなりいろいろな組織が活動が低下してきているのかなというふうな感じをしているところでもあります。

そういった中で、町内会長、衛生組合長、あと民生児童委員ですか、いろいろな会がありますけれども、今後新しい生活様式の中で、どのような形でこういうふうな組織を運営をしていくのかお聞きしたいと思います。

町長 いろいろなマスク1世帯に5枚というふうなことについては、町としても本来であれば配布をしたいというふうな思いはございましたが、その当時につきましてはマスク不足で、入るというふうな、手に入れるというふうなことができませんという状況でありましたので、それはなかなかできないというふうなところもございました。また、現在は薬局それから量販店の中にでも、あとスーパーの中でも今マスクを売っているというふうな状況でありますので、アベノマスクもというふうにやゆされないような施策を展開していかなければいけないだろうというふうに思っているところです。

また、会議等の中止というふうなことで、非常に町としても残念な思いで、その会議等の中止しているわけですが、やはり町民の安全・安心というふうな部分を担保するためには、3密にならないようにというふうなことも配慮いたした上での中止というふうなところになっているわけですが、かといって1番議員さんの質問にもありましたウェブ会議というふうなものについて開催できればというふうなことなんですが、やはり先ほども申し上げましたとおり、高齢化率4月1日現在で40.1%、要は65歳以上の方が4割を占めると、さらには我々の世代、それよりも若い世代の中でも、そういったウェブ会議の環境が整っていないという状況の中で、例えば町内会長さん、民生児童委員さん、衛生会長さん等もそうでございますけれども、基本的には高齢の方といいますか、60歳を過ぎている方々が多くいらっしゃいます。そういった中で、そのウェブ会議を開催する状況下に今のところないというのが舟形町の現状でございます。

そういったことで、1番議員さんのほうにもありましたとおり、今後過疎地域では、そういった本当に先進的な技術が絶対要るんだと、そのためのデジタルファースト推進室でありまして、今後そういった計画を立てていきながら、こういった方が一の緊急事態のときにでも、そういったウェブ会議もしくはいろいろなことでのオンラインでの会議等、もしくは情報交換ができるような、そういうシステムになっていければというふうに思っているところでもあります。

いずれにしても、今すぐというふうなことはできませんし、まだまだ紙媒体での情報

伝達というのが多くあります。そういった中で、できるだけ早くデジタル化を進めていきながら対応していければ、こういったことにも対応できるものというふうに思っております。

6番 町長の答弁は、これから何年か先のような話だと思うんです。私が聞いているのは、今年度においてこれからどういうふうな対応を町では進めていくんですかというふうなところを聞きたかったんです。

町長 先ほども答弁しましたとおり、ウェブ会議等の環境整備が整っていないという現状の中では、コロナの感染状況を見ながら、必要に応じて町内会長会議であれば11月にもう1回ございますので、そういったところの状況下、民生児童委員さんも衛生組合長さんも同じでございますが、そういった中で開催できる状況であれば開催をしていくというふうな状況でございます。

6番 次にですけれども、これまでの事業を行ってきましたワークショップを開催しながら地域運営組織の構築について、今年度が最終年度ということで進める予定であったわけですが、これもコロナの影響によって自粛されてきているのかなというふうに思いますが、今年度最終年度におけるワークショップなりをしながら、地域運営組織の構築についてはどのようにして進めていくのかお聞きしたいと思います。

町長 前にも申したかと思えますけれども、この地域づくりについては4年目の最終年という、補助事業上の計画等もありまして最終年というふうなことを申し上げておりますが、地域づくりに終わりはないというふうに思っておりますので、今年度そのワークショップに基づいて地域運営組織の立ち上げ等々についてできないのであれば、来年すればいいというふうなことでありますので、それだから、4年目だから後はしないというふうなことではなくて、来年それをしっかりとやっていけばいいし、1年ずつ延びていって、さらにはその検証も必要だというふうに思っておりますので、また地区の、地域のワークショップから始めればいいというふうな思いもござりますので、4年目で完成形だというふうに私は理解をしておりません。

6番 森町長から力強い回答をいただきましたので、やはり地域づくりは長い年月が必要だというふうに私も思っておりますので、引き続き町のほうで補助金がつこうがつくまいが関係なく進めていただきたいというふうに思います。

次にですけれども、各町内会でのいろいろなこの行事が、コロナの関係で自粛されてきております。各町内会では、こういった形で開催すればいいのか、運営指針がなかなか理解されていないのか、町で示していないのかちょっと分かりませんが、今後町内会のそのいろいろな事業を実施していく上での町の指導、この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 緊急事態宣言を受けまして、県のほうでは営業自粛等の段階的な規制を緩和してきております。そういったこともありますので、現在のところ3密、新しい生活様式の下で、そうい

った町内会の行事を開催する部分については、その町内会独自の判断でやっていただいて問題ないというふうに思います。ただ、やはりまた一旦県内もしくはこの最上管内で発生した場合については、県のほうの自粛要請が出るものと、それに合わせて町としては当然自粛要請をするというふうな形になりますので、今後またそういった自粛要請、規制がかかった場合については、さらにお願いをして締めていくといえますか規制をしていくというふうなことでありますが、現段階の中では、規制についてはされておきませんので、そういった部分で、町内会の判断の中で独自の行事を開催していただくことは問題ないというふうに思っております。

6番 そうしますと、町内会長さんには、こういうふうな対応をしてくださいますよみたいな内容の通知はしていないというふうなところで、これはあくまでその町内会の判断でやってくださいというふうな理解でいいんですか。

町長 はい、そのとおりであります。

6番 今後そういうふうな活動をする際に、町内会のほうから相談があれば、相談に乗っていくというふうなところは考えがあるのか。

町長 その点につきましては、奥山議員が質問されている新しい生活様式でのいろいろな行事、気をつけなければいけないところについて気をつけていただいてやっていただきたいという指導はしていきたいというふうに思っております。

6番 次に、役場の働き方改革の中で、非常に役場の庁舎が手狭というふうなところもあって、なかなかこのスペースも取れないのかなというふうな感じがしておりますが、このスペースが取れない中で、簡単には仕切り板が設置をしておりますけれども、事務所内でのこの働き方、新しい生活様式での働き方改革というのは全然やっていないのでしょうか。

町長 先ほど申し上げましたとおり、1番、2番の一人一人の基本的感染症対策、それから日常生活を営む上での基本的な生活様式等は個々で実施しながら、ただやはり働き方の新しいスタイルというのは、東京近郊とか都市部の段階で、その出勤のために公共交通機関を使うというようなことがあった場合に、やはり密を避けるという意味で時差出勤をしたりテレワークをしたりというふうなことがあるんだろうというふうに思います。

町役場職員につきましては、自家用車でほとんど通勤をしているというふうなことで、密になるというふうなことはありません。したがって、時差出勤というふうなことも当たらないというふうに思います。

ただ、この間、山形の河川国道事務所に行きましたら、やはり一つの課で一斉に感染者が出ると休まなければならなくなってしまうというふうなことで、使わなくなった会議室を利用して、一つの課を二つに分けて仕事をしているというふうな話を聞いてまいりました。しかしながら、残念ながら議員さんがおっしゃるとおり、舟形町役場で空き部屋というふうなも

のがございません。現在、パソコン等、それからそういった情報系、さらにはいろいろな行政システムの配線の関係もございまして、そういったことすらも分けることもできないというふうなことであります。したがって、町のほうではテレワークはできませんし、そういった別に分けるというふうなこともなかなかできない中で、来庁者に対する対応というふうなことで、透明の亚克力板だけを設置しながら対応して頑張ってきていただいております。職員には、コロナ感染症対策本部の中で、絶対にかかるなど、町民のために働く我々が感染してしまうと、非常に町民の方にも迷惑がかかるので、それだけはやめろというふうなことで強く申し上げておまして、不要不急の外出、それには県外とか感染者が多い東京都市部とか、そういったところにはまず行動自粛をしていただきたいというお願いをしているところでございます。

6番 非常にこの当町においては難しいのかなというふうな感じがしておりますけれども、その中でもでき得る限りのことはやっていたきたいというふうに思います。

一問しか質問していないというふうなところもありますので、これが最後になるのかなというふうな感じがしますが、これまでの地域づくりの中では、どちらかといえば公助・共助・自助の中での共助を高めるためにいろいろな施策を講じて進めてきておりましたが、今回の新型コロナウイルスの発生により、この流れが断ち切られるのではないかというふうなことは感じております。これまでの人と人とのつながりが断ち切られていくというふうな中で、せっかく共助が少しずつ高まってきているさなかに、ここからはもう自助、自分で自分のことをしていかなければならないというふうなところが強調されてきているのかなというふうに私は感じております。そういったところで、今回の新しい生活様式の中におけるこの実践をしていくと、非常にこの共助が薄れてしまうのかなというふうな感じを私は持っております。

そういったところで、町長のこの辺についての考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 確かに、自助・共助・公助というふうなところで、まちづくりの中ではその共助というふうな部分が大事だというふうな奥山議員のご指摘はそのとおりだというふうに思います。そういった中で、このコロナ対策関係で3密を避けるというふうなことで、コミュニティーが取れないと、コミュニケーションが取れないというふうなところについては、そのとおりだなというふうには思っているところです。

そういった中で、じゃあどうするのかというふうなことなんですが、やはりまずは新しい生活様式の(1)(2)は、まず一人一人の感染予防対策というふうな部分では、自助をしっかりしていきというふうなことが根本にあって、その自助を見直すいい機会なのではないかと、その上でそれぞれやってきた上で、コロナが終息した段階で初めて、さらに共助というふうな部分ももう一度コミュニケーションを取りながら地域コミュニティーをつくって

くというふうなことに立ち返らざるを得ないだろうというふうに思っています。そのためには、まずコロナの終息を見ないとできないわけでございますので、まず新生活様式の（１）（２）、個人の役割をしっかりと果たしながら、まずは終息をさせることが大事だというふうに思います。そこから、まずさらに新しくスタートをしながら、共助の部分にしっかりと入っていきたいというふうに思っております。

6番 大変力強い回答をありがとうございました。

山形県では、もう1か月以上感染者が出ていないというふうなところで、私もそうですけれども、感染に対してかなり意識が薄れてきているのかなというふうな感じをしております。やはり、日本または世界を見れば、まだまだ終息はしていないわけでありまして。ぜひともこの新しい生活様式の普及については、手を緩めることなく、何度となくやっぱり町民のほうに周知をしていくというふうなところが、すごい大事だなというふうに思います。そういったことで、もう一度町長のほうから、今後のこの新しい生活様式の普及への取組について回答をお願いいたします。

町長 私の主治医の先生も、第2波は必ず来るというふうなことで、特に心配なのは秋口から冬にかけて、インフルエンザとともにコロナの感染症がまた第2波として来たときに対応し切れないというような、医療従事者の中では話になっていると。山形県については、仙台市と隣り合わせているというふうなことで、宮城県においては非常な危機感を持っているんだというふうな話があります。それに合わせて、山形県のほうにも人の往来等が多いというふうなこともありまして、非常に危険だというふうな意識を持っておられました。したがって、やっぱりこの新生活様式というふうなものをしっかりと町民に根づかせるというふうなことについては大事だというふうに思います。職員も当然ですが、町民から感染者を出さないということが大事だというふうに思いますので、これまでも10回以上広報、防災行政無線でお知らせはしてきておりますが、今後ともその意識が薄れることのないよう、再度広報等を使いまして、新しい生活様式、個人個人の感染予防対策をしっかりとできるように努めてまいりたいというふうに思います。

6番 ありがとうございました。引き続き新型コロナ対策、感染防止に向けて、町の強力なるご指導をお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

引き続き、一般質問をお受けします。9番斎藤好彦議員。

9番 それでは私から、さきの通告に従いまして、避難所の集団感染予防策はと題してご質問をさせていただきます。

世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、大変な状況になっております。1月に首都圏を中心に感染者が急増し、山形県におきましても3月末に感染者が確認され、その後急激な

勢いで県内全域に感染が広がりました。4月には緊急事態宣言が発令され、これまで経験したことがない不自由な生活が余儀なくされましたが、5月中旬になり新規感染者数が減少傾向に転じ、緊急事態宣言も解除され、日常生活も徐々に元に戻りつつあります。

しかしながら、この間各地で大雨による土砂災害や地震発生も数多く確認されており、感染拡大防止策による自粛生活の中、不安に過ごされた方々も多くいたものと推測をいたします。このような行動制限の中で災害が発生した場合、避難方法、避難場所など町民のパニックが想定されます。これまで経験がない状況での避難所の在り方につきまして、早急な対策が必要と考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番斎藤好彦議員の避難所の集団感染予防策はについてのご質問にお答えします。

3月31日に山形県内初の感染者が確認されて以来、69名の方が新型コロナウイルス感染症に感染しておりますが、幸いにも当町では感染者が出ていないことに胸をなで下ろしております。

さて、ご質問の避難所の集団感染予防策はについてであります。まずは普段より健康管理には注意を払っていただき、感染が疑われる場合は、引き続きかかりつけ医、新型コロナ相談窓口、新型コロナ受診センターへの相談を勧めてまいりたいと思っております。

現時点では、県内では感染が確認されていない状況ですので、発災し、避難が必要な場合は、これまでどおり指定避難所への避難を呼びかけ、一刻も早く土砂災害警戒区域、浸水想定区域内より避難していただきたいと思っております。

避難所における感染予防対策につきましては、県から5月26日付で「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が示されておりますので、ガイドラインに基づき行いたいと思っております。ガイドラインでは、避難の際は町民の方々にマスク、消毒液、体温計を持参することを周知することとなっておりますので、非常時の持ち出し品に加えるよう広報誌等で周知してまいります。避難者が避難した場合は、受付で避難者名簿に名前、住所、避難時間等を記載し、新たに健康状態チェックカードを記載していただくこととなります。そのとき、発熱のある方など体調不良の方については、一般の方と同じ避難スペースではなく、個別の専用の避難スペースに誘導し、一般の方と接触しないようにしてまいりたいと思っております。受付での健康チェックを万全にする必要があることから、避難所に配置する職員を増員し、職員はマスク、フェイスシールド、手袋といった感染対策を行った上で対応してまいります。発熱者、体調不良の方が出た場合は、保健師と個別に相談し、必要な場合は新型コロナ相談窓口や医療機関に相談し、医療機関で受診できるよう保健所と連携を図っていきたく思います。

また、ガイドラインには、避難者ごとの避難スペースの距離を1メートル以上、できれば2

メートルと明記されております。平成30年8月豪雨災害の際、中央公民館には最大227名の方が避難しておりますので、その密集を避けるため、舟形小学校も使用し避難先を分散していきたいと考えております。その他、ガイドラインには、感染予防のための資機材の確保がありますが、現在確保できているのが、短期間分のマスク、消毒液、使い捨て手袋のみとなっております。不足する非接触型体温計、マスク、消毒液、防護服、折りたたみベッド、その他の資機材については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し整備する方針であり、今定例会に係る補正予算を提案させていただいております。

需要の増大による品不足のため、集中豪雨が予想されるこの夏までに全ての資機材を整備することは難しいのではないかと考えておりますが、できるだけ早期に整備してまいりたいと考えております。

加えて、今年度は福祉避難所の建設を予定しておりますが、計画では病気対応の個室も整備する予定であり、また臨時交付金で陰圧テントといった感染対策の備品の購入も検討してまいりますので、来年度の開設に向けて、必要な設備を整備するとともに、福祉避難所も含めた避難所の在り方を引き続き検討してまいります。

9番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

答弁にもございましたが、私も町長と同じように、本町で感染者が出なかったことにつきまして安堵しておるところでございます。県内におきましても、先ほど奥山議員からありましたけれども、昨日で35日連続で感染者がゼロということで、これにつきまして終息傾向に向かっているのではないかなと思っているところでございます。大変喜ばしく思っているところでございます。

その一方で、昨日の山新で災害避難施設を増強という大きな見出しで取り上げておりましたが、これから梅雨期を前に、新型コロナ対策も含めましたそのような対策が喫緊の課題ではないかなと思っておるところでございます。

ついては、まず1点目お伺いしますが、5月29日付で国が防災基本計画に感染症対策を明記したものに改定してございますが、本町の計画についてはどのようになってございますか。

町長 国が5月29日というふうなこともございまして、まだ町のほうの対策計画等については、その部分は変更されておられません。

9番 であれば、急がなくてはいけない問題でもございます。この防災計画改定についての今後のスケジュールについてお伺いします。

町長 この点につきましては、やはりまずはしっかりと内容を精査した上で、町としての取組方についてを明記していくべきだというふうに思っておりますので、遅くとも7月中までにはそういった改定ができるよう、内部の会議、外部のそれから会議等もございまして、そういったところを通じながら改定をしていきたいというふうに思います。

ただ、やっぱり計画の改正があつてすなわちというふうなことではなくて、それに基づいてどう避難所等々の感染症対策について対応していくことが大事だというふうに思っておりますので、それらについても同時に検討してまいりたいというふうに思っております。

9番 感染症対策がまず重要といたしますか、当たり前のことであつて、この計画の改定をする意味でございますけれども、避難所となります公民館、また小学校の体育館というのは、非常に衛生管理上問題があると言われてございます。県内等々、各自治体の状況を見ますと、自治体独自で様々なその取組といたしますか、感染症に対する取組を行っているようでございますが、これから計画の変更はあるわけでございますが、今の時点で本町としてどんな形でその避難所への新たな取組といたしますか、対策を講ずる予定なのかお伺いします。

町長 先ほど答弁でも申しましたが、ガイドラインが示されておりますので、今までは住所、氏名、それからその避難所に来た時間等を書いていただいているもののほかに、健康チェックのシートが県のほうを通じて示されておりますので、それらについても記入をしていただきながら体調を調査すると。そうした上で、発熱等の方があつた場合については、先ほどのとおり一般の避難者の方とは別に避難するスペースを設けて、そちらの方に誘導をするというふうなことをしておりますし、それからそのための職員の増員、それから職員の対応というふうなものを、先ほど申し上げましたとおりフェイスシールド、マスク、手袋等の対応をしながらやっていきたいというふうに思っておりますし、その際にやはり、先ほど申し上げました非接触型の体温計とかというものが、実際に町には数台しかございませんので、何とかその7月、8月さらには10月ぐらいの台風シーズンまでの間に早めに購入できればというふうに思いますが、そういったものを対応していくと。

避難先の施設についても、先ほど申し上げましたとおり1メートル以上の間隔を空けるようというふうな、ガイドラインの中ではレイアウトが示されておりますので、そういった方向でラインを引きながらとか、そういったシミュレーションをしながら避難所の運営に当たっていききたいというふうに思っているところであります。

9番 今町長から答弁ございましたが、県のガイドラインでは、避難所での密集を避けるため避難スペースの確保をなさいと明記ございます。答弁書の中では、30年8月のあの思い出したくない豪雨のときに、中央公民館に227人では密集になってしまうので、今度は小学校も考えていきますという話は分かるんですが、それはこの近辺の、本町の近辺の方の避難所であつて、南部なり北部なりのその小さな公民館といたしますか、地区の公民館で1メートル空けなさい、2メートル空けなさいといった場合に、私は不可能ではないかなと思うんですよ。そのあたりはどういうふうに考えるんですか。

町長 まず、指定避難所をにつきましては、やはり農村環境改善センター辺りであつたり生涯学習センターというふうなところになっているわけで、一時避難の場所として、その地区公民

館が指定されているところもございますが、今それ、3月の議会で2番議員から質問もございまして、見直しが必要ではないかというふうなこともありましたので、今見直しをかけているところもございますが、そういったところにつきましては、積極的にまず指定避難所のほうに来ていただくというふうなことで考えております。

指定避難所の運営についても、昨年避難した数を把握しておりますが、今まではどちらかというと大部屋に集めているという、そのほうが運営をする際に楽だというふうなことがあったんですが、その施設の中で各部屋を少したくさん利用した上で、密にならないようにというふうなことで検討していきたいというふうに思います。ただ、そのガイドラインの中では、換気もしろというふうなことなんですが、ちょっと冬場等のことを考えると、換気が全部できるかというふうな問題はあるかなというふうには思うんですが、とりあえず今1か所で多く集まっている部分を、そういったところで対応をしていきたいというふうに今のところは思っております。

9番 指定避難所に行けば広いところがあるから、それにこしたことはないかもしれませんが、一時的な一時避難所である地区の公民館、まずそこに行くと思うんですよ。先ほど町長もおっしゃっております高齢化40%、お年寄りの方は、じゃあ遠くに行きなさいと言っても行けるわけないんです。一旦その公民館に行って、そこでいっぱいになってくるなら、じゃあそっちに運びましょうとか、そういう手段があつて改めて指定避難所に行くのであって、特定のその地域の公民館の、まず行ったそこをまず何とか改革していきないと、これから考えていかないと駄目なのではないかなと思っております。

町長が今答弁なさいましたが、そういうことであれば、今の段階からもう既に、例えば富田公民館なら富田公民館に行って、役場の担当者が行って、1メートルが空ければ何人は入れるかそのあたりのシミュレーションをしながら取り組んでおかないと、いつ災害が起こるかわかりません。今の状態、マスクしたままで避難しなさいと言われても、ちょっとやったことがないような事態でございますので、そのあたりできるだけ早い段階でのその訓練とまで言いませんけれども、そういう想定をしたその避難スペースの確保といいますか、そのあたりも考えていく必要があるのではないかなと思っておりますが、そのあたり再度お願いします。

町長 地区公民館の一時避難所については、できる限り、やむを得ない場合を除いては指定避難所のほうに最初から移動していただきたいというふうに思いますし、またそういう手続をする避難方法についても、自主防災組織、町内会等とともにやっていかなければいけないというふうに思います。先ほど申し上げましたとおり、指定避難所の今度避難については、感染症対策のために職員を増員してその避難所運営に当たらなければいけないというふうなこともありますので、そういった中で、その地区公民館にやっぱり職員を配置するというのはな

かなかできなくなるというふうな思いもございます。ただ、9番議員さんのおっしゃるとおり、その自主防災組織等々のとか町内会長の中で、その例えば国で示しているガイドラインに沿ってレイアウトをしたときにはこういうことでありますよというふうなことを一緒に勉強するといいますかシミュレーションを試してみることは、そのとおりだというふうに思いますので、自主防災組織等々、町内会のほうからございましたら、うちの危機管理室を中心に対応してまいりたいというふうに思っております。

9番 各地区の自主防災組織なり町内会の役員の方、一番承知しているわけでございますので、そのあたり連携を取りながら進めるのが一番かなと、それは当然かなと思っているところでございます。

ちょっと質問を変えますが、先日公表されました国交省での、先ほど申しあげました避難所の増強の支援策、これは今回のコロナ対策にも活用していいという話でございますので、今申し上げておりますその避難所でのスペースを確保するための改良とか改築とか、そのあたりにもこの資金は活用できると思います。そのあたりの今後そういう思いはあるのかなのか、町長にお伺いします。

町長 まだ、国のほうでその方針を示しただけで、我々の元のほうにはそういったものに対する内容等が伝わってきておりません。今、二次補正の国会審議中というふうなこともあるのでしようけれども、地方創生臨時交付金のほうについても、まだ詳しい内容が来ていないというふうな状況でありますので、それらをしっかりと精査しながら、対応できるものについては当然町の財源というふうなものが限りございますので、そういった補助制度を使いながら取り組んでいきたいというふうに思います。

今定例会にも、地方創生臨時交付金を財源としたいろいろなコロナ感染症対策、避難所対策についても計上させていただいております。これらのものについては、限度額が6,514万円というふうな中で、さらに1億3,000万円ほど対策として盛り込んでおりますので、そういった財源に充てられる制度であればいいなというふうに、今のところは思っているところでございます。

9番 昨日の新聞、6月8日の山新で、国交省の今の方針が公表になっておりますので、これは間違いなく出ると思いますので、これと、あと先ほどの臨時交付金と合わせて、できるだけその支援を活用しながらコロナ対策に向けていただければなと思っているところでございますので、そのあたりもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、答弁書の中で、避難者が避難した場合に、体調不良の方については専用のスペースに誘導するよという話がございますが、このあたりも先ほどの1メートル、2メートルの関係と同じでございますが、指定避難所なり一時避難所でこういうスペースの確保というのもこれからしなくてははいけないわけでございますが、そのあたりどういうふうに町長としては描

いておりますか。

町長 この間、先日ですが、コロナ対策本部会議の中でも避難所対策は非常に急務だというふうな思いの中で、前回の227名が最大避難した中央公民館の使用した部屋、それから場所等をシミュレーションしながら、使われていない部屋等がどこがあるのかというふうなことを調査しながら、だとすれば、もしそういう方がいれば、ここにその方々を入れることは可能ですねというふうなところのシミュレーションはさせていただきました。そういったことがある程度できて、実際にその運営のための訓練をやはりやっておく必要があるというふうに思いますので、そこはシミュレーションプラス訓練という形で、実際その部屋に誘導したりする等の考え方を示していきたいというふうに思います。

また、これはなかなか難しいところで、最初から感染しているという方、要は濃厚接触で自宅にとどまっていたほしいという方が避難をするというふうになったときには、これはまたちょっと別でございまして、そうした場合については、事前にそういった方の連絡は来るはずですので、その方については一般の避難者とは別に、別の施設を確保して、そのこのほうに行ってもらおうというようなことも必要ではないかというふうなことで、それについても一部民間の方からご理解をいただきながら、そういうことであれば利用してもいいよというふうな、口約束ではないんですが、内諾は得ております。ただ、それをする上でも、協定書を結んだりとかいろいろございますので、そういったところが進んでいければ、そのような対応をしながらというふうに思っております。

なかなかその、そういうふうに分かっているところであれば、そういう対応もできますが、無症状の方が来られたときには、これはちょっとかなり厳しいというふうには思っておりますが、まずはコロナ感染症もそうですが、インフルエンザも同じような取扱いだというふうに思っておりますので、しっかり対応できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

9番 その水際というんですか、入り口でこのチェックをするのは大変難しいと思います、私素人で分からないんですけども。保健師さんおりますが、体温だけでコロナじゃない、コロナであるという判断はできるものなんでしょうか。今町長がおっしゃったように無症状の方で、体温が37度、38度あれば、その体温だけでは判断はできないですね。その場合に、その個室に誘導するその判断といいますか、そのあたりをどういうふうにするのか、ちょっと難しいのではないかなと思うんですが、そのあたり非常にこれからどうなるか分からないけれども、そのあたりが一番難しいところではないかなと思いますが、そのあたりお考えあればお伺いします。

健康福祉課長補佐 発熱だけでは、コロナかどうかというのは判断できないんですが、熱があるということで何かしら感染症や炎症があるということは分かるかと思えます。そのほかの症

状もチェックシートに聞き取りありますので、そちらのほうと併せて判断できるものは判断をして、あとは医療機関に回すものは回すということでしたと思います。

9番 すみません、急に振って。そういうそのスペースがない、これからすぐ確保できないという状況の中で、こういうことを言う専門家の方もおりますが、密集を避ける方法として、指定避難場所ではなくて、親戚とか友人、知人宅に分散で避難する方法もあるよという話をしている方もございますが、このような新しい避難の方法かと思いますが、このあたりも今後必要ではないかなと思っております。先ほどの基本計画の改定も含めまして、こういう避難の方法、これはもうチラシ1枚でできるわけでございますので、このあたりの今後のその町民の方の周知の仕方といいますか、方法とか、これからやる、やっっていこうという考えあるか、そのあたりお伺いします。

町長 先ほどの質問の中で、やはりチェックシートあって、疑わしい者はやはり優先的に一般の避難者とは別にしていきたいというふうな思いでございます。

それから、感染症対策で急に出てきた、親戚とか友人の家に避難をしていただきたいというふうなガイドラインが示されましたけれども、舟形町では災害あって、避難勧告、避難指示というふうなものがあったとしても、今までは避難をしていただけなかったというものがございます。平成28年に堀内地区で集中豪雨があって、西又、真木野地区の方が農村環境改善センターに避難をしたというふうなこと、ようやく国のほうの避難勧告、避難指示のガイドラインも変わりました、とりあえず避難をしろというふうな今まで指導がありました。それに基づいて、舟形町でも避難を呼びかけると、特に避難勧告で高齢者の方々はもう先に準備をして避難をしていただく、避難指示になった場合は全員避難をしていただくというのが、今までしてきた避難指示のルールでございました。

それを、やはり多分、私の思いですが、都会の避難所に相当数集まる、体育館に多く集まるような、そういうところであれば、やはり密閉、密集を避けられないというふうなことで、友人・知人というふうな話にもなるのかなというふうに思うんですが、今現在で舟形町で友人・知人というふうなことに避難をしろというふうなことになりますと、また何年か前の避難をしないというふうなところに結びつくおそれがあるのではないかとというふうなことが危惧されますので、私どもとしましては、町としましては避難をする先を知人・友人というふうなことにするというのはちょっとどうかなというふうに思っております。

ただ、その垂直避難というのがあります。要は集中豪雨等で水位が増して、1階部分で亡くなられている方が多いというふうなことで、夜とかそれから夜間避難する際に流されるというふうなことがあるので、そういった場合については2階に避難をするというふうなことはあろうかと思いますが、感染者が疑われるというふうなところも、感染があるために避難をしないで、友人とかそれから親戚に避難をするというふうなことは、私は得策ではないのか

なというふうに思っております、その点についてはちょっと消極的なところでございます。

9番 町長はそういうことで、避難指示なり勧告なり出すのは町長でございますので、そのあたり考えをしっかりと持っていただけるのであれば、私はそういう親戚とか知人とか、そこに誘導しなくてもいいのではないかなと思っておりますが、最悪の場合こういうこともケースあるよということだけ頭に入れておいていただければなと思っております。

また、今のその避難の場所なり方法なりがありますが、こういうちょっとよその自治体の事例がございました。今のウイルス感染の拡大を想定した住民参加型の防災訓練をやった事例がございまして、福島市でございまして。やっぱり、この時期だからこそ、そういう訓練も必要ではないかなと。これまで自主防災組織などを中心に、様々な形で防災訓練をやってきているわけでございますが、今まで経験したことのない今のこの状態でございますので、このウイルス感染の拡大を想定した中でのその防災訓練なんか、そういうものも必要ではないかなと考えるところでございまして、今後そのあたりお考えあればお伺いします。

町長 避難訓練を含め防災訓練、町のほうでは毎年やっておりますけれども、ちょっと形骸的なものなのかなというふうに思っているところでございまして、そういった意味でやはり議員さんおっしゃられるとおり、実情に即した、まして感染症対策に即した避難訓練というふうなもの、あるいは防災訓練というものが必要だろうというふうに思っておりますので、できる限りそういったものができるようにやっていきたいというふうに思いますが、避難訓練をする場合でも3密、新しい生活様式をしなければいけないというふうなところもございまして、それらを含めてどうすればいいかというふうなことをやっていかなければいけないというふうに思います。

ただ、災害発災する時期が、舟形町においては例年7月末から8月、9月、10月というふうなことで、喫緊のものでありますので、今すぐにその避難訓練ができるかどうかというふうなことは、なかなか難しい状況の部分もあるかもしれませんが、少なくともいろいろなシミュレーションをしながら、住民の方々とそういった情報を共有しながらやっていければというふうに思います。まずは、避難所の運営をする上のシミュレーション、そういった対策を町のほうでしっかりと対応した上で、町民の方からご協力いただきながら、そういった訓練ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

9番 先ほどのその、これからの備品のことで、防護服ですか、これが全然舟形になかった、そういうものとかこれからそろえるわけでございますが、防護服は来ても着方が分からないとか、それでは全然役に立たないわけですから、そういったものを含めた、そのコロナの対策も含めた防災訓練といいますか、そのあたりもこれから推し進めていかななくてはならないかなと。ただ、今この状態でございますので、先ほど6番議員からもございました、町内会長さん方を集めての会議もできないという話でございますが、そのあたりこれからどうやって

推進していくかというのが一番課題かもしれませんが、そのあたり、コロナ対策本部会議等々で十分に話をさせていただきまして進めていただければなと思っているところでございます。

あわせて、最後でございますが、答弁書にもございます、臨時交付金の活用によりまして、様々な備品をこれから購入していくと、今回補正にも上がってございますが、これはこれから何回も申し上げます梅雨期に入るわけでございますので、備品の購入もよろしいんですが、できるだけ早く、可能な限り早く購入をしてそろえなくてはいけないということでございますので、そのあたりも十分に検討しながら、今はやりの言葉でスピード感を持って対応していただきますよう期待を申し上げまして、質問を終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時09分 散会

令和2年6月10日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和2年舟形町議会第2回定例会第2日目

令和2年6月10日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	健康福祉課長補佐	森 祐 子
副町長	菅 原 正 春	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
会計管理者	須 貝 孝 子	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

議事日程

日程第 1 報告第 1号 令和元年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 2 報告第 2号 令和元年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

日程第 3 報告第 3号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

- 日程第 4 承認第 2号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
について
- 日程第 5 承認第 3号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3
号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いての専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 5号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分
の承認について
- 日程第 8 承認第 6号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
についての専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 7号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
の専決処分の承認について
- 日程第 10 承認第 8号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第1号 令和元年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第1 報告第1号 令和元年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告でありますのでご了承願います。

日程第2 報告第2号 令和元年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第2 報告第2号 令和元年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、議案書の17ページ、18ページ、19、20ページまで、それぞれの分野ごとの収入と支出の項目が出ております。その中で、各項目とも役員がいるところは役員、それと給料手当ということで出ていますけれども、この人数、これ備考欄にでも本当は書いてほしいなと思うんですけども、今人数がどのようになっているのかというのがちょっと把握しにくい部分がありますから、人数について何名から何名に増えたとか減ったとかという、そういうのをまず質問いたします。

まちづくり課長 それでは、給料等につきまして、職員数なんですが、令和元年度は正職員・臨時職員・パートを入れて21名というふうになっております。

議長 7番議員、もう1回再質問。

7番 ちょっと質問の仕方が悪かったようで。17、18、19、20ページそれぞれ人を配置しているこの決算の状況が出ています。その中で、各項目とも役員手当、これ役員は別資料で6名いるというのがわかりますけれども、この給料手当は何名分に払っているのか、17ページのコ

ページ、次18ページの加工所には給料手当というのは720万円ぐらい払っていますけれども、去年から比べると500万円から700万円というのは、数字だけでは分からないから、何名から何名に増えたのかなという、そこが分かりにくいので、各項目、このページに書かれている、だから4部署それぞれ何名の人員を使っているのかと。対前年比というのが出ているわけだから、対前年比5名だったのが令和元年は6名になった、5から6になった給料がここに出ていますという、そういうのを備考に本当は書いてほしいんですけども、今私が把握し切れないので、その給料手当を払っている人員を報告というのをしてほしいと、こういうことです、各項目で、ページごとの。

まちづくり課長 全体で30年度からは1名増えたというふうにと締役会では報告いただいたんですが、すみません、どの部署で増えたかというのは、今手元に資料がなくて、明確なところはちょっとお答えできません。ただ、元年度の各施設の人数について、手元に資料がありますので報告させていただきます。

温泉・コテージのほうなんですけど、ここは11名です。加工所、こちらが5名です。観光物産センター、こちらが3名です。教育委員会へ出向のほうで7名です。

7番 できれば、来年度の報告書に、やはり何名分の給料なのかというのが分かりにくいですから、ぜひ備考の欄にでも書いていただければ、前年度対比ですぐ説明受けなくても分かりますから書いてほしいというふうに思います。

2番目の質問ですけども、先ほど課長が役員会あるいは総会を開いたと、こういうふうに申しましたけれども、その業務が多岐にわたる、4部署にわたってきている、こういうことについて、私は何度も折を見て質問していますけれども、目が行き届くのかと、こういう質問を今までしてきています。そういう役員会あるいは総会で、そういった話題とかそういったものがどういうふうに取り上げられ、話合いになっているのか。そこら辺のところを質問させていただきます。

まちづくり課長 取締役会の中では、業務が、今議員おっしゃられました部署があるんですけど、一応管理できていますので、今後もこのまま管理していけるというふうなところで話がまとまっています。

7番 管理ができているということですけども、それならばいいですけども、ちょっと私の考えとしては、少し業務が広くなり過ぎて、本当にできているのかなという気もしますし、ただ名前貸しみたいな感じにはなっていないのか、そこら辺のところも懸念するところです。それだったら、例えば給食、教育委員会の7名の派遣している社員については、公会計の任用職員なんかでもいいのかなという気もしますし、そこら辺のところの話合い、なぜ温泉から出さなければならないのか、調理員だからなのか分かりませんが、調理員を7名若あゆ温泉で用立てて、そして教育委員会に出向させているという、こういう意味ですよ。そ

ういう調理員を教育なりなんなりを温泉ですると、こういう意味なんですか。

町長 その点については、前も申し上げましたが、人材の確保というのが単年度の会計年度任用職員、その当時は臨時職員ですが、それでは難しいというお話を何度もさせていただきました。したがって、振興公社の職員として長期的に雇用の確保というふうなものをする上で、振興公社のほうにお願いをしているというふうなことでありますので、その際も申し上げましたが、その点をぜひご理解いただいて、人材確保がいかに難しいかというふうなことをご理解いただいた上で、その点についてはご了承いただきたいなというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 13ページの中で、損益計算書の中で営業利益が12万1,000円、これは営業利益率が0.08%、あとは一番下の当期利益、純利益のこの率が0.23%ということで、大変厳しい経営状況かなと認識しました。その中で、やはり厳しい経営状況を改善していかなければならないと思いますので、17ページの中に何点かちょっとお聞きしたい点がありますけれども、先ほど課長から、お客様の人数は7,721人、5.4%お客さんは増えているようです。これも、設備投資の効果が出ているのかなと思います。その中で、中ほどですけれども、消耗品費、シャンプー、ボディソープ等々、ちょっと細かい話ですけれども、これを入場者数で割り算した場合ですけれども、平成30年度が1人当たり31.39円、令和元年度が35.0円ということで、1人当たりのお客様がいっぱい使っているか、少なく使っているかは管理不可能だと思いますけれども、単価が変わったのか、質が変わったのか、その辺把握していればお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 温泉の消耗品、これにつきましては、増えたという要因が、まず一つが入浴者数が増えたことによるシャンプー、ボディソープ、トイレトペーパー等の増になります。あと、軽減税率、12月1日の消費税10%になったことに対する軽減税率対応のレジの購入、あとは温泉の鏡、曇りがちょっとひどかったものですから、その一部買換え、あと温泉ロッカーの鍵を50個買い換えています。あとは、消防法による消火器の買換えも元年度あったものですから、ちょっと増えたといったことになります。

以上です。

2番 やはり、こういうふうな厳しい経営状況の中では、それぞれの項目の原単位というんですか、そういうふうな管理をしていかなければ、なかなか改善が難しいのかなと思います。月々で原単位を管理して、今週はどうか、今月はどうか、だったら半期でどうやら黒字が出そうだというふうな見方ができると思いますので、そういうふうな見方をぜひお願いしたいと思います。

まちづくり課長 そのように今後も検討してまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 19ページの中ほどであります、同じく消耗品費でございます。30年度に7万8,000円、そ

れが元年度に、もう90万円超えています。コピー用紙そのほかとなっていますけれども、そのほかのものについてご説明をお願いします。

まちづくり課長 これは物産センターのほうになります。物産センターの消耗品の増につきましては、昨年縄文のめがみちゃんの着ぐるみを購入しています。それに伴うめがみちゃんの駅員の衣装と、たすきも含め、あとは施設内、にぎわいを出すために季節ごとのイベントといえますか装飾をしている関係上、装飾品とかそういったものになります。大きくは着ぐるみになってくると思います。

以上です。

3番 着ぐるみが大きいなら、着ぐるみほかのほうがかえって分かりやすいのかなど。コピー用紙ほか、安いやつではなくて高いやつをここに載せてやるのが本当ではないのかなというふうに、非常に説明が我々にとってちょっと不備なのかなど、説明不足になるのかなというふうに思いますので、この記載の方法を検討していただきたいなというふうに思います。

まちづくり課長 今後、分かりやすい記載を心がけます。

5番 18ページ、加工所のほうについて少しお伺いしたいと思います。

先ほど7番議員のほうから、給料手当というふうなことで、何名だというふうなことが出ましたけれども、加工所のほうも129万円、約130万円ほど増えてございます、前年度と比較して。そして、人数が5名だという、先ほど課長からの答弁でございました。これまでは5名はいなかったのではないのかなというふうに私は思っていたんですけども、人数は以前から5名で変わらないんですか。

まちづくり課長 実際の業務、作っている方は4名になります。ただ、ここに販売に行くときの営業されるというか販売職、あと新庄のヨークさんにとりか納入しているんですが、そこまで車で運んだり、そういった方が温泉と兼ねて仕事をしている方もいらっしゃいますので、トータルすると5となるんですが、実質作っている方は4というふうになります。

5番 加工所につきましては、以前からずっとこう赤字、赤字というふうなことでやってきたわけですけども、これまで何年にもわたってコスト削減に努めて販路拡大を目指す、というふうな答弁をなさってきたわけですね。コスト削減をどのようにこれまで図ってきたのか、そしてまた販路拡大をどのようにやってきたのかお伺いします。

まちづくり課長 まず、一つ目がコスト削減についてです。コスト削減については、できるだけ売れる商品を絞っていかなければいけないのではないかとということで、それを新商品の開発と含めて売れる商品の絞り方に検討してきています。

販路拡大については、令和元年度、先ほど申し上げました新庄のヨークさんほか、町の交流先である港区、世田谷区、そういったところへの交流事業、プラス1年を通して仙台駅の物産展とか、あとはJR大宮駅への販売等にも長年行っています。あと、新しくはラズベリー

のほうで、東京のほうで商談が決まって、通年を通して購入いただいているところが出てきたというところで、営業活動にも力を入れて販促に至っているところです。

5番 ただいま課長が答弁されたこと、これまでも何年か前からそういう、そこには販路拡大しているというふうな答弁がずっとあったわけです。そういうふうな中で、今ここ6年ですか、毎年500万円ぐらいずつ3,000万円ぐらい補助金を入れているわけです。そういうふうな中で、今このコロナの影響で、非常に売り上げも落ち込んでいるわけです。そういうふうな中で、設立した当初の目的を変えていただくようなことはできないのかどうか、その辺も、そして利用を拡大するとか、そういうふうなことを考えるつもりはないのか、町長の考えをお伺いします。

町長 加工所につきましては、補助事業を使いまして平成26年だったと思いますが、できたものでございます。やはり、行政側の見通しの甘さというふうなこともあって、やはりこの赤字というふうなものについては出ているというふうな状況であります。しかしながら、おとし会計検査が入りまして、今のところそれに向けての改善計画というものを出示しております。したがって、今後その利用の方法については、補助事業の関係上、その会計検査の期間が過ぎなければ今のところできないというふうなところであります。したがって、現在改善計画を出して、それらに向けて国のほうに改善をしていくというふうなことで出示しております。次回の会計検査もきっと来るだろうというふうに思っておりますので、現在のこの段階で、今の使用方法を変えるというのは難しいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

3番 同じく加工所に関して質問させていただきます。加工所ですので、製品を作る、例えば100を作って、その100が全部処分できるのか、ちょっとどうなのかなというふうなことで、その食品ロスというのは出ているのかなと。例えば、その食品ロスが出た場合、どのような処分をしているのかお伺いします。

まちづくり課長 商品については、やはり賞味期限というのがございます。賞味期限内に売る努力を当然しているんですが、賞味期限が近くなって、切れる前にやはり冷凍等の保存を行います。冷凍等にして、冷凍したもので賞味期限が延びますので、町の交流のイベント、または食堂等の提供に使えるというふうにしているようです。ただ、どうしても売れ残ったもの、あとはもう賞味期限が切れて使えないものについては、やはりロスとして出てくるのはあるんですが、その商品数についてはそんなに多くないんだということを報告で受けています。多く出さないように努力しているというふうな報告を受けています。

3番 報告を受けていますということですがけれども、やはりその実態を把握しておかないと、このくらい残ったよと、さっき2番議員も言いましたけれども、やっぱり今月はこのくらい、じゃあ来月はそれに関してどういうふうにしようというか、そういうふうな前、前というふ

うにやっていかないと、まとめて報告を受けただけでなくて、その報告に関してどういうふうな指導をすれば、そこまである程度責任を持ってやっていかないと、やっぱりその赤字というのは解消できないと思いますけれども、そこら辺の考えはいかがですか。

まちづくり課長 経営の仕方、販売戦略の仕方は、基本的には指定管理ということで振興公社にお任せをしているものの、議員言われましたように、その都度その経営方針については、町としましても中身を報告いただいて、こちらも意見をして経営のほう検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

8番 13ページの損益計算書の中の部門別の売上げまたは仕入れがありますけれども、その中の物産センター売上げ215万幾ら、それで物産センターの仕入れが128万円、本来ならば売上げが仕入れより何割か高いのが普通なのかと思っていますが、その内容をお伺いします。

まちづくり課長 物産センターにつきましては、やはりご覧のとおりマイナスの差引計というふうになっています。これにつきましては、物産センターのほう、まず一番の目的はにぎわいの創出というところでやって、業務を委託しているところです。お土産等の販売、あとは食堂等やってはいるんですが、ちょっと売上げのほうはこういった状況になっているということになっております。人件費等、あとはやはり消耗品等の支出等から考えますと、どうしてもこういった差引計になってしまっていると思います。（発言あり）

失礼しました。13ページのほうで、上の売上げ、物産センターの売上げが215万1,000なにかしと、下のほうの売上原価は128万8,000円というふうになっておりますので、仕入れから利益を取って売上げをしているというふうな形になっております。

8番 今、数字の見間違いはいたしましたけれども、それが商品については委託販売もあるかと思えますけれども、その委託販売がどのようになるのか。最近は、この商品売ってくれと、それでそれを期限切れたから、売れないから引き取ってもらうとかという関係の商品はあるのかどうか、その辺お伺いします。

まちづくり課長 その委託販売があるかどうかについては、すみません、把握しておりません。

駅で売っているというふうにこちらでは把握しています。

議長 8番議員よろしいですか。ほかに。

2番 昨年6月のこの会議の中でも、温泉についてちょっと思ったことあったんですけども、実質経営を握っている方が社長ということでのいるわけですけども、その社長がなぜこの場に出てきて、自分の会社はこうなんだというふうな、本来ならば社長が自分の経営の責任で説明するはずだと思うんですけども、その辺はなぜ社長さんは出席しないのかお聞きしたいと思います。

町長 前に副町長が社長をしておった関係で、その際については社長として副町長が出ていたというふうなことがあったんですが、現在再任用の社長で、町のほうから行っております。その社長の出席については、私もちょっと失念をしていたところがありますので、来年度からしっかりと社長を出席させて、そういった経営方針等とともに経営状況について報告できるようにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2番 やっぱり、こういうふうな場で自分のやってきた仕事を説明すれば、もっと会社も社長も伸びると思いますので、ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思います。

町長 先ほど申し上げましたが、社長を出席させるというふうなことでありますけれども、現在その取締役会とか等々の状況でいきますと、この報告については町長報告というふうなことになります。したがいまして、社長につきましては、町から出向はしておりますが、組織的には違うといふようなことでありますので、そういった場合については別の機会を設けて報告をさせていただきたいというふうなことがあるようでございますので、その点について議会の報告については町長報告というふうなことでありますので、その点ちょっと分けてそういった機会を設けていきたいというふうに思います。先ほどの発言については訂正をさせていただきたいと思います。

議長 2番議員、よろしいですか。

6番 単純な質問ですけども、別紙の2ページ、温泉利用人数、年間では7,700人ほど増えているというふうな実績のようではありますが、3月の実績を見ても、人数は244人、これ増えています、裏のページのほうに行くと、温泉売上合計、3月の分を見ると110万円ほど減っております。人数が増えているにもかかわらず、これだけ売上げが減ったというふうな理由は、どういうふうな理由によるものなのでしょうか。

まちづくり課長 人数、入浴、温泉の利用者数は増えてはいるのですが、3月については、新型コロナウイルスの関係で宴会等で50名弱のキャンセルが出ております。それが一番まずは大ききところかなと。それに伴って（発言あり）温泉の利用者数は上がっていますが、そこで使うお金、使っていただくお金が、1人単価が減ったということになってくるものです。

議長 ほかにありませんか。

6番 加工所の関係で、先ほど5番議員が質疑をした中で、会計検査の対象に1回来て、改善計画を出して、また来るというふうな町長の答弁でありましたが、今後加工所を運営するに当たり、この会計検査の対象と、永遠に対象としてなっていくのか、この辺はどうなのでしょう。

町長 通常、補助事業であった場合について、会計検査の対象となるのが8年というような記憶があるんですが、ただ注目しているような事業等については、その対象を外れて長くというふうなことになります。今回の加工所につきましても、前回来られたときに、

非常に目標と違うというふうなことで、当初の計画から大分違うという、売上げ等が違うというふうなことで言われたんですが、ただ加工所の利用日数については、計画よりも相当数多かったというふうなことで、次回も必ず来るというふうなことで、検査院のほうから言われているというふうなことがあります。したがって、先ほど売上げ的にもマイナスというふうな中でいって、利用日数については前回と同様、ほぼ土曜日にも利用しながら加工しているという状況がございますので、そこはまたクリアできるんだというふうに思いますが、やはり少量多品目というふうなものの中で、売上げに上がっていくものというふうなものは、なかなか厳しいものがあるだろうと。

やはり、ここで大事になってくるのは、当初補助事業を申請するときの計画というものに無理がなかったかどうかというふうなことになるんだというふうに思いますが、そこがある限りはかなりの機会を捉えて会計検査が来るものと、やはり建物の償却期間というふうなものがありますので、補助事業でそういった機械等の設備に係る償却期間が過ぎなければ、補助対象というふうなことになります。実際の話としまして、振興公社、温泉のほうにつきましては、加工所については大変お荷物なものを引き受けているというふうなのが現状だというふうに思っております。

6番 そうしますと、町長の答弁では、8年というふうな中で、この舟形の加工所についてはかなり注目されている中で、今後とも来るというふうなことを想定していくと、この減価償却というふうなことを考えていくと、これは中にある設備関係の減価償却、すると10年ぐらい、大体。建物であれば、鉄筋だから40年、50年とかなるのかなというふうに思いますが、中の器具関係であれば10年から長くても15年くらいなのかなというふうにしますが、ずっと来るということではないということですね、会計は。

町長 やはり、農林水産省独特の補助事業でありますので、そういったものについてはやはり本当に必要かどうかという会計検査院のチェック項目、重点項目としてのものが上がっているのかなというふうに思っております。特に、生産施設等については、その計画がしっかりなされているかどうかというものは、継続的に検査をされていると、調査をしているというのが現実でございます。そういったところも踏まえながら、我々是对応していかなければいけないというふうに思います。

一例で申し上げますと、ライスセンターとかは長く調査されます。福寿野にもライスセンターありますけれども、ああいったものについてはかなり、いまだに多分調査項目に上がっております、報告をしているというふうな状況になっていると思います。

議長 ほかにありませんか。

9番 今6番議員の質問で、町長が加工所はお荷物だと話をしておりますが、お荷物だと思っているのであれば、今の状態で会計が入って改善計画を出しなさいとやっているのであれば、

お荷物ではなくて何とかこの中で仕入れを下げるとか、縮小するとか、そういう形で何かやろうとは思わないんですか。お荷物だから、もう毎年500～600万円投入して、このまま赤字で続けて、はい、また会計が来て、終わりですよというまでそれ引っ張るつもりなんですか。その言い方がちょっと私、何か腑に落ちないんですが。

町長 そういうことではなくて、加工所としてやはり、先ほどまちづくり課長も申し上げましたが、相当数の加工品を作っておりましたが、やはり売れるものに限定していきましょうというふうなところで、精査しながら努力をしているところでもあります。そういった努力をしながらも、やはり補助事業でつくっているというふうなことで、補助金の返還請求等もごさいますので、しっかりとそのマイナス部分を小さくする努力はしているというふうなことでありますが、やはり温泉そのものが望んだ施設というふうなものとはちょっと程遠いものがあるというふうな中で、振興公社というふうなもの位置づけの中で、そういった加工所建設というふうなものの計画がなされていたというふうなことがあり、それが予算化され執行されたというふうなことでありますので、その点については温泉をかばうわけではございませんけれども、そういう計画の中で、温泉が立てた計画であれば温泉でというふうなところもあるんでしょうけれども、行政側のほうでつくった計画で、そのできた後にその管理を任せられているというふうな現状があるようです。そういったところも、もっと突っ込んで言えば、本当は別の法人等が加工をするような最初の計画であったんですが、その法人等の参入が得られず、振興公社に落ち着いたというふうなところもごさいますので、そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、諦めているというふうなことではなくて、少なくとも赤字の幅を減らす努力は今も続けております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

9番 最初その温泉が立てた計画ではないとか、そういうことは、それは言っては駄目だと思います。町の役場としてやろうとした、そっちの過去の事業もあったわけですから、温泉だって町が100%出資している同じものなんだから、その中でこっちはこっち、こっちはこっちで当初の計画が間違っているとか、そういうことを言ってしまうのはちょっとまずいのではないかなと思うんだけど、頑張っているのであれば、ここに数字が出ているように、前年対比で売上げも伸びているわけです。このあたりしっかりと中身を精査しながら、何とか努力をしていくという、そういう気構えでいかなければならないのではないかなと思うんだけど、監査意見書ごさいますが、数字的には間違いないという監査意見書ごさいますが、この数字、この経営実態について、監査としての意見というのは何もないんですか。

まちづくり課長 監査役につきましては、監査の報告のみで、経営に対する意見はできないものとなっております。

9番 監査役という立場の人にはできないの。ちょっと私、勉強不足で申し訳なかった。であれば、今の先ほどのを訂正します。

じゃあ、これから先のことを申し上げますが、副町長は今度取締役になられる予定ですね。着任してまだ間もないわけですが、こういう実態を見て、これから役員としてこの振興公社をどのように持っていくか、お考えなどがあればお伺いします。

副町長 私も、新しく取締役として先日就任をいたしまして、初めて取締役会のほうにも出席をさせていただきました。先ほどから、いろいろな方からこの加工所に関していろいろご質問出ているようでございます。これは、やっぱり町の振興公社として、なかなか地域振興のために地場産品を使って新しい産業を興すために、町として考えた事業を振興公社のほうからご努力をいただいて事業を実施していただいていると、それに対して必要な経費を町として補助、支援をしているというふうなスキームだというふうに理解しております。そういった意味で、なかなか地場産品のものを、ある意味高く仕入れて安く売らなければならないというふうな仕組みがございまして、なかなか制約の多い中で頑張っているものというふうに考えてございます。

ただ、この公社の設立経過、あるいはこの加工所の設立の経過から申しまして、町の振興発展を図るために町を挙げて取り組んでいく事業だというふうに認識しておりますので、その意味でも、町としてもしっかりとこういったことに関して支援をしてまいりたいと考えておりますし、また公社の役員といたしまして、何とか少しでも業務の改善を図りまして、赤字にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じ振興公社での質問させていただきます。先ほど来、加工所で作業している方が4名、営業の方が1名ということですが、これだけの赤字になっているわけですが、会計検査も余計にも入っているわけですので、ただこの4名、営業1名の規模を縮小するという事は、やっぱり会計検査上できないものなんでしょうか。

まちづくり課長 どうしても販促、売上げを上げなければいけないということで、当然販促、いろいろなところに出ていって、やはり物を作って、売れるものを作るとなりますと、この人数は必要な人数というふうに考えております。

以上です。

4番 販促とか、売上げを上げていかなければならないという、やっぱり縛りがあるんだったら、検査上しようがないのかなと。その中で、やっぱり販路拡大、毎年同じことの繰り返しで答弁してもらっているんですけども、あれ本当に売れるものとか売れないものとかってよく言われますけれども、本当に本腰を入れてやっていかないと、本当に大変なことになるのではないかなという思いがありますので、売上げを上げていくための施策とか準備は、今後前向きに、もっと前向きにやっていく考えがあるのかお聞きします。

まちづくり課長 先ほど町長、副町長も申し上げましたように、売上げを上げていくために前向

きに取り組んでいく意思でこれからも取り組んでまいります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。以上で報告を終わります。ご了承願います。

**日程第3 報告第3号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の一部変更
についての専決処分の報告について**

議長 日程第3 報告第3号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第4 承認第2号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について

議長 日程第4 承認第2号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

**日程第5 承認第3号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の
専決処分の承認について**

議長 日程第5 承認第3号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

**日程第6 承認第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての
専決処分の承認について**

議長 日程第6 承認第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第5号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認
について、

議長 日程第7 承認第5号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、新旧対照表の6ページなんですけれども、ここに新のほうに固定資産の所有者が震災、風水害、火災とかのほかの理由により不明である場合はということで、使用者を所有者とみなして固定資産税を登録して課すことができると、こうなっておりますけれども、今現在舟形町で、このような事例があるのかどうか、そこら辺の、あれば件数について質問いたします。

住民税務課長 上の4項につきましては、東日本大震災の部分になりますので、当町としては関係ございません。5項のほうにつきましては、地籍調査も終了しております、所有者は分かっているところではございますが、相続放棄によってどなたに相続なるべきか分からない土地が若干残っております。

7番 件数は分からないようですけれども、若干ということですが、この中で年何回か、固定資産税の評価委員になるのか職員なのかちょっと分かりませんが、その固定資産税を町の周りを見て回っていると思うんですけれども、それ年何回ぐらい今やっていて、その若干なのか、この頃増えていますから、空き家なり、所有者、現在の居場所が分からないということが増えているものから、そういった調査を年何回ぐらいやっているのか、そこら辺のところをご質問いたします。

住民税務課長 家屋等の建築に係る部分につきましては、税務係の担当者、不定期でございますが、年間9回ほど巡視をしております。そのほか、危機管理のほうでも空き家等の確認や防犯等の確認をしてきてございます。そのほか、相続関係の調査につきましては、随時死亡届があった際につきまして調査をしております。

7番 それでは、まず不定期ですけれども、9回ぐらい家屋等については職員がやっているということですが、その若干名について、固定資産税を使用者が取れるから固定資産税を取れるというんですか、いただける見込みの方なんでしょうか、それともそういった見込みのない方と認識しているのか、そこら辺のところを質問いたします。

住民税務課長 すみません、どういった内容でございますか。もう一度お願いをいたします。

7番 1回目の質問で、私はここの所有者に固定資産税を課すのではなくて、今度は使用者に固定資産税を課せるようになるという改正になったわけです。その人数はどれぐらいいますかということに対して、課長は若干名いると、こういうふうにご答えたわけです。若干名、今舟

形町にいますと、こう答えたわけです。その若干名という方からは、その所有者ではなくて使用者が若干名いるということだから、その使用者がもう支払うという意思があるのかどうか、そういう方なのかどうかという質問です。分かりますか、質問の意味が。

住民税務課長 先ほどご説明した内容を、ちょっと若干訂正させていただきます。所有者が分からない方が、相続放棄の関係で2名いらっしゃいますが、そのほかにつきましては固定資産税収納率99%を超しておりますので、課税されている方が納付いただいているものと思っております。所有者が不明であって、別の方が使用しているという部分については、今後の確認事項になるかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。承認第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第8 承認第6号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第8 承認第6号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。承認第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第7号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、

議長 日程第9 承認第7号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。承認第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第8号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、

議長 日程第10 承認第8号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。承認第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了をいたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時21分 散会

令和2年6月11日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年舟形町議会第2回定例会第3日目

令和2年6月11日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	健康福祉課長補佐	森 祐 子
副町長	菅 原 正 春	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
会計管理者	須 貝 孝 子	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

議事日程

- 日程第1 議案第41号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について
- 日程第3 議案第43号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 発議第4号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

追加日程第1 閉会中の継続調査申出

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

日程第6 委員会付託の審査報告

陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

日程第7 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第41号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 日程第1 議案第41号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 では、4ページの国庫支出金ということで、歳入の欄ですけれども、9,342万円、これ見込みではいつ頃入ってくる予定だと思っているのか、その点について質問いたします。

町長 9,342万円につきましては、国庫補助金の総額でございます。7番議員さんの質問されているのは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のことですか、それぞれの補助金のことですか。

7番 それぞれですので、その項目によって答弁をお願いします。

財政係長 国庫補助金につきましては、通常事業が完了した後に実績報告書というふうなものを国のほうに出しまして、それが認められた段階で町のほうにお金が入ってくるというふうな内容になってございます。その中でも、地方創生臨時交付金につきましては、概算払いというふうなことで、事業が完了していない中でも、金額が大きくなるものですから先行して歳入を受けることもできるんですけれども、その概算払いを受けるかどうかにつきましては、現在検討中というふうなことでご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

7番 そうしますと、例えば地方創生の交付金などは、概算払いで入ってくる見込みのものというふうなことでよろしいんですか。つまり、自分たちがやった実績によって、その交付金が入ってくると、そういう考えでよろしいんですか。

財政係長 ここに示されている6,514万円というふうな数字につきましては、国のほうで舟形町に配分した限度額となっております。事業を進めるに当たり、実際にお金がかかるものにつきまして、概算払いというふうなものを受けることができます。さっきの定額給付金ですと、その事業費の約9割程度を概算払いとして受け取っております。今回のその臨時交付金につきましても8割ないし9割を概算払いとして受けたほうがいいのか、その点について検討中というふうなことでございます。総額につきましては、やはり事業が終わった後、実績報告

を提出して、年度末になろうかと思いますが、お金を受けることができるというふうな制度設計になっているというふうに思います。

以上です。

7番 概算でまず事業を見積もって、こういった金額が入ってくるだろうというふうに計算しているわけですが、このまず約1割ぐらいいは入ってこないこともあるという考えもできるわけですか。つまり、自分たちが100の事業をやって、9割は概算払いで来るけれども、あとの1割は来ない可能性もある、そういうような制度になっているのか、そこら辺のところを質問いたします。

議長 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

議長 会議を再開します。

7番議員、いいですか。ほかにありませんか。

9番 歳入のほうからの話になっているので、12ページお願いします。寄附金でございますが、ここに2件寄附金ございますが、この内容についてお伺いします。

財政係長 それでは、寄附金の内容につきまして回答させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策寄附金というふうなことで、一般寄附金のほうで受けたものでございますけれども、これにつきましては3つの団体さんから寄附金を頂戴しております。一つが新庄最上清掃事業組合さんから20万円、最上地区廃棄物委託組合さんから10万円、それから沼田建設さんから最上地区全体にというふうなことで、最上広域さんのほうに500万円が寄附されたところなんです、そのうち舟形町のほうには48万8,000円が分配されて寄附金として受けたというふうな内容になってございます。

続いてその下、教育費寄附金につきましては、荘内銀行さんから10万円、八鍬建設さんから10万円、斎藤工務店さんから50万円、大成技術コンサルタントさんから20万円というふうな寄附金というふうなことになってございます。

以上です。

9番 分かりました。今コロナの関係で、3団体で20万円、10万円、48万8,000円という話だけでも……ごめんなさい、分かりました、すみません。この特にコロナのほうなんです、この寄附を受けた分についてはどのような活用をしていくお考えなのでしょうか。

財政係長 この分につきましては、予算書の18・19ページにございます新型コロナウイルス感染症対策費というふうなことで歳出の予算を組んでおりますが、その中の事業のほうに充当した形で使わせていただきたいなというふうに思っております。中でも、コロナウイルス感

染症対策というふうな意味合いでの寄附金でございましたので、感染症対策というふうな部分に重点的に配分をして活用させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

9番 そうしますと、この18ページのその特定財源その他148万8,000円、この中に全て含んで、この中で活用していくと。あと、この教育基金のほうは、小学校の何か備品を買うということで、それに対応するというので、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

2番 歳出になりますけれども、21ページの6款農業振興費の中で、産地パワーアップ事業、あとは園芸大国やまがたの金額が1,634万1,000円というふうな内容になっていますけれども、当初の産地パワーアップが997万6,000円ですか、あと園芸拡大が500万円、その進捗状況と今回の補正の内容の内訳、これをお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

当初予算で計上しておりました産地パワーアップ事業の内容につきましては、ネギの産地化の団体の機械整備、リース事業による機械整備になりますが、そちらの進捗状況につきましては、現在国の農政局のほうで事前審査を行っている段階でございます。そちらの事前審査が通り次第、実際の着手していくことになります。

続きまして、園芸大国やまがたのほうでございますが、こちらについてはニンニクの生産団体、生産組合の機械整備の内容となっております、こちらについてはまだ県のほうで審査をしている状況でございます、まだ採択・不採択のご連絡がない状況となっております。産地パワーアップは国の事業でございます、園芸大国やまがたは県の事業というふうになってございます。

続いて、補正予算の今回上げております内訳になりますが、産地パワーアップ事業につきましては、土地利用型といいまして、水稻に関する事業の同じような機械のリース導入の事業となっております、3団体が農業機械、トラクター、田植え機、コンバイン等の機械をリース導入する内容となっております。3団体となっております。

続いて、園芸大国やまがたにつきましては、ネギの生産組織の機械導入、管理機3台の導入する内容となっております、いずれも当初予算に間に合わなかったものが要望が上がってまいりまして、今回補正予算で予算を要求するものでございます。

2番 では、当初予算の産地パワーアップ、あと園芸拡大の予算につきましては、審査が通り次第執行になるというふうな理解でよろしいでしょうか。

農業振興課長 はい、おっしゃるとおり、県のほう、国のほうの採択がいただきましたら、速やかに事業着手してまいります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 19ページになります、新型コロナウイルス感染症対策費でございます。その中で、福祉避難所安全安心確保事業ということで1,200万円でございます。この詳細をお聞きします。

地域整備課長 福祉避難所における安全安心確保事業ということで、内容につきましては室内用の簡易陰圧テント、直方体、四角いテントではございますが、側面、あと上面をビニールで仕切られているようなものに空気清浄機をつけまして、テントの中を陰圧状態にして、さらに空気清浄機で除菌を行うような形の感染症対策のテントを10セット、約650万円と、避難者の体力低下防止ということで折り畳みベッド100基、シーツ100枚、マットレス40、毛布200枚等を購入します。こちらも約550万円ということで、1,200万円を計上しております。

以上です。

3番 簡易の陰圧テント、空気清浄機10セットというふうなことでございますけれども、これの単価的な根拠というのは、見積りか何か一応取ってここに予算計上したのかお聞きします。

地域整備課長 単価の内容につきましては、なかなか屋内用の陰圧テントというのが作られているところが見当たらずで、ホームページ、インターネットのほうで検索しまして、H I H 石川島播磨重工で簡易なやつを製品として最近出しているということで、そちらのインターネットに表示されている単価をそのまま積算根拠としたところでございます。

以上です。

3番 ネット検索というふうなことでございますけれども、例えばネット検索して、じゃあその会社に、例えばこういう場合はどうなんだというふうな、そういう詳細的なものは一切やりとりはしていない、ただそのネットの単価だけを入れて10セットというふうにしたというだけの理解でよろしいでしょうか。

地域整備課長 ご指摘のとおり、ネットの単価をそのまま使っております。予算上げる場合は、予定価格、予定の金額になりますので、詳細は今後事業の内容が決まり次第詰めていく形を取りたいと考えております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 18・19ページ、同じコロナ関係になります。19ページの説明のほうの10番のほうに、町出身学生食の支援事業というふうなものがございます、70万円ですけれども、これ主な事業内容を見ますと、町外居住の学生に対し、町内特産品の提供を行い学生を支援するというふうな内容になっておりますけれども、この対象学生というのは何名いらっしゃるんですか。

まちづくり課長 対象の学生は100名というふうはこちらで見えております。

5番 100名おられるというふうなことでございますけれども、町特産の食品というふうなことになっているようですけれども、これどのような特産品を学生さんのほうに支給すると考えておるの

かお聞きします。

まちづくり課長 特産品の内容は、全部で4セット準備しております。1つが米、つや姫とか雪若丸、はえぬき、そういったものの集めたセット。2つ目がマッシュルームとかマッシュルームの加工品を集めたセット。3つ目がシソ巻きとかラズベリーゼリー、ジャムとかそういった加工品を集めたセット。最後に4つ目が鮎を中心に加工品を集めた鮎のおにぎりとか鮎の甘露煮等を集めたセットで、4セットを準備しております。その中から1つ選んでいただくというふうな格好を取っています。

5番 今、非常にこういうふうな食料品というのは、なかなか日持ちもしないと。米なんかの場合ですと日持ちはするんでしょうけれども。そういうふうな中で、他町村を見ますと、学生さんに対して現金を支給している他町村もあるようです。学生さんにとって、本当は一番使い勝手がいいのは現金ではないのかなと私は思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

まちづくり課長 この事業は、県との事業に連携した事業になっております。まず、県の事業が食を通して支援するという形なんですけど、町としても連携した中身というのは、食という形、現金でなくて食という町の特産品というものを形としてお送りすることによって、郷土愛の醸成にもこれはつながるのではないだろうかというふうに考えたところです。それが、ひいては将来の定住、舟形町に帰ってくるといったものにつながればなと思って、この食のほうの支援に連携をしたところでございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 それでは、町長に聞きたいんですけども、我々議会としましては、この新型コロナウイルス感染症対策費に使っていただきたいというふうな思いで、今回特別定額給付金、国から1人10万円ずつ支給されたわけでありまして、我々議員の立場からすれば、就業的な減収になっているわけでもないし、そしてまた大きな影響を受けていないというふうな判断の下から、議員全員の発議によりまして、報酬7月から3月まで7%減額、さらには活動等についても自粛というふうなところで、今回減額補正で200万円ほどしておりますが、やはり各首長さん、あと議会の対応が、そこのまちまちであります。管内においても、首長さんから議員の方々までやっているところ、またしていないところ、あと県内においても期末手当を返上しているところ、様々ありますが、やはり我々の影響度からすれば、大した影響がないのに定額給付金等をもたらしているというふうなところで、議員全員で今回減額したわけでありまして、町長の考えとして、これらに同調しろとは言いませんけれども、こういうふうな対応をしたことについての感想をお聞きしたいと思います。

町長 議員さん方の報酬を減額されて、新型コロナウイルス感染症対策に使っていただきたいというふうな思いは大変素晴らしいことだというふうに思っております。

6番 今の答弁はそのとおりであります、町長自身の考え、自分たちは何らこれまでどおり減額することなく支給してもらおうというふうな考え方なのか、この辺もう一度お聞きしたいと思います。

町長 議員さんと同じように減額しろというふうなことです。（発言あり）4年、5年前も、町長選に立ったときも、町長報酬を減額するというふうなことは、私としては公約をしておりません。したがって、基本的にはその報酬が高いかどうかというのは、その長たる者の仕事ぶりでそれが評価されるものだろうというふうに思っております。したがって、議員さんの考え方は大変すばらしいというふうに思いますが、私自身はそれを減額するというふうなことでのパフォーマンスではなくて、しっかりとその地域のために働くことが第一であったり、あと町でいろいろなプレミアム商品券、ガンバルめがみちゃん商品券等を発行しております。それらに協力することが私の使命だというふうに思っております。

したがって、減額したときの税収の減というふうなものもございまして、さらには細かいところでいきますけれども、退職金とかボーナスに影響しないというふうなやり方とかという様なものもありますけれども、見せるというやり方よりも、実際は陰でしっかりと支えていくのが、私はそれが一番いいのではないかというふうな思いで、しっかりとガンバルめがみちゃん商品券であったりプレミアム商品券の購入を通して、こういった舟形町の活性化につなげていきたいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じく19ページ、町プレミアム付き商品券について質問させていただきます。

29日に30%のプレミアム商品券が発売される予定のようですが、これはやっぱり商工会というか商店対策に対しては大変いい施策だと私も思っております。しかし、ここに新型コロナウイルス感染対策費とありますので、町民に対しての何らかの商品券を等しくというか、金額的に他町村を見ましても1万円出しているところもあればいろいろあるわけですが、3,000円とか5,000円とか少額でも私はいいと思うんですけども、そういうものを全戸、全町民に対してそういうものをつくっていくという考えはないのかお聞きします。

町長 全協の中でも申し上げましたが、やはりその、すみません、全協ではなくて臨時議会するときにも申し上げましたが、物を配るというふうなものよりも、国からの定額給付金10万円というものがございまして、それを通して地域の経済をというふうなことの思いがあるというふうなことでありますので、そういったことで、その定額給付金の10万円を町内の経済に回していけるようにというふうな思いでございまして。したがって、各市町村によってそれぞれの地域事情がございまして。大蔵村さんのように、ほんとうに発生して大変困っていると、風評被害もありながらというふうなところで大変な思いをしているというふうなことで加藤村長のほうからも聞いておりますが、そういった中ではやはり各村民に対して商品券を

配るといふような方法もあるでしょうし、金山さんのように財政難とコロナ感染といふようなことで報酬を減らすといふようなこともあります。それぞれの地域事情に合った形の中で、それぞれのコロナ感染症対策をしているといふふうに思っております。

その中で、町としましてはそれぞれに1万円の商品券とか5,000円の商品券等を配ったらどうかという検討もしましたけれども、そうではなくて、頑張るところに応援をしていけるようなプレミアム商品券、ガンバルめがみちゃん商品券等々のほうがいいのではないかといふようなこと、さらには子供たちのオンライン授業のためのギガスクールと併せたICTの整備とタブレットの1人1台とか、そういったものの整備のほうがいいのではないかといふような思いで、その町民1人とか世帯に1人幾らだとかいふような配付をするといふようなことはしないといふようなことで決定をしたところでありますので、ご理解をいただければといふふうに思います。

4番 町長の考えは分かりますけれども、やはり町民も他の町村を見ているのは間違いないわけでありまして。町長に自ら言う方もいらっしゃるのかもしれませんが、我々議員に対しては直接言ってくる人、町民はいっぱいいます。これなにやって舟形はってという声が上がっていることも事実なわけですね。全町民でなくても、例えば低所得者とかそういう弱い立場の人にだけでも私は出すべきだという私の認識なんですけれども、それも執行部のほうではやらないという答弁のようですので、しかし私の思いとして町長にそれは伝えておきたいと思っております。

町長 臨時議会のほうでも申し上げましたが、第1弾として提出したこと、それから今回のコロナ感染症対策臨時交付金を使った対策といふようなことでありますが、基本的に必要なことについてはこれでやらないということではなく、必要に応じてその対策をしていくといふようなことでありますので、その点についてはご理解をいただきたいといふふうに思いますし、町民の方々からご意見をいただく、それに対しても議員の皆様方については町の方針というものも改めて伝えていただく必要もあるのかなといふふうには思いますので、その点についてもご協力、ご理解をいただければといふふうに思います。

小国議員をはじめ、議員の皆様方に寄せられる町民の声についてはしっかりと受けとめて、その政策に反映していくというその姿勢は変わりはありませんので、また臨時創生交付金の今国会のほうで第2次補正予算として取り組んでいるようでございますので、それらの予算を活用しながら何ができて、何をすればいいのかといふようなことは、本当に困っている人にしっかりと手を差し伸べていくということが大事だといふふうに思っておりますので、その点についてはやらないということではなく、いろいろなことについて検討をして、本当に困っている人にはその手を差し伸べていきたいといふふうに思っております。

4番 町長もやらないと言っているわけではない、第2次の対策費がもし出るのであれば、その

ときにはやはりそういう、私の考えですけれども、やっぱりせめて低所得者にだけでも配るというふうな考えを持っていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

9番 では、同じ18・19のコロナ対策でございますが、その中の右の19ページの12番のスポーツ大会の件でございますが、全協の資料を見ますと、中学校総合体育大会が中止となった場合に、このスポーツ大会をやるんだという話でございますが、中体連が中止になった場合って、中体連を中止する何らかの理由があって中止をするわけですよ。あえてそれを中止したもののについて、またその感染症の危険を伴いながらそういう大会をやるというその考えというのほどのように、町民から上がってきたとか、執行部で、教育委員会で考えたとか、その辺りをお伺いします。

町長 その点につきましては、中体連につきましては全中、全国中学校体育大会というのは中止になりました。併せて東北大会も中止になり、県大会も中止になりました。その代わりとして、その地区ごとに代替の大会を開けないかというふうなことを検討しているというふうなことであります。したがって、中体連として全ての大会を中止しているというふうなことではありません。

昨日辺りのニュースでも、選抜高校野球大会の交流試合というものも開催すると、さらには高校野球夏の大会、甲子園が中止になった関係上、県の段階でそれに代わる大会を開催するというふうな方針も示されました。やはり、今まで一生懸命頑張ってきた子供たちの思いに対するそれに代わる大会を、一生懸命みんなが考えてきているというふうな状況であります。

先ほど申し上げました中体連につきましても、地区の中体連の事務局のほうで、中体連に代わる大会というふうなことで地区大会を検討しているようでございます。それにつきましては、様々な条件をクリアした上で、子供たちに安全に大会を開催していただくというふうなことで中体連の事務局のほうで考えているところであります。

ただ、学校の先生方をはじめとするその中体連の事務局というふうなことになりますと、学校行事それから学校の授業日数等がありまして、夏休み等の短縮等も図られている状況であります。学校行事でいきますと、学校の先生方が参加した場合については、働き方改革等もありまして、必ず代替休暇等が発生してしまいます。そういった中で、その授業日数であったりいろいろな制約がある中で、学校関係としてできないというふうなことであれば、今のところは町だけなのでございますけれども、最上広域としてでも今の中学校3年生の思い出に代わる代替の大会が開催できないかというふうなところで検討を進めているところでありますけれども、まだまだ全ての市町村で合意をいただくというふうなことがないものですから、取りあえず音頭を取る意味で、この中学校広域スポーツ大会を実施したいというふうなことで、教育委員会サイドというよりは、私の中学校の野球等々、中学校の子供たちに携わ

ってきた者として、子供たちの思いを達成できるような、そういう大会を開けないかと。

当然、9番議員さんがおっしゃられるとおり、そのコロナの感染の状況等々いろいろな条件がございます。そういった条件の中では開催できないというふうなこともあるかもしれませんが、まずは子供たちの思いに応えられるような大会を、舟形町がリーダーシップを取って開催していけるように、そういう思い出になる大会を開催できるようにというふうなことで地方創生臨時交付金のほうに上げさせていただいて、今日議会の補正予算として上げさせていただいているものでございます。

9番 町長のその野球に対する思いは分かりますけれども、私も中体連に関わっておる人間として、子供たちに何とかやらせたいです。町長の話を知ると、野球だけなんですか、これは。

あと、それから最上管内のその他の首長さんとか自治体のほうには話はされておるんですか。全然一方的に、こっちが事務局になってやりますからという予算の提示なんですか。

町長 私は野球のほうに携わっておりますけれども、野球だけではなくて中学校3年生全てのスポーツ、バレーボールであったりバドミントンであったりテニスであったり、そういった競技を一生懸命頑張ってきた子供たちにしっかりと思い出となる大会を開催したいというふうな思いであります。現在のところは、中体連事務局で開催の方向だというふうな話も聞いております。したがって、その際はこの予算というものは要らなくなるんですが、基本的にはその場合でも、先ほど言ったとおり学校関係というふうな難しきであれば、クラブチームというふうな側面も持っておりますので、クラブチームの大会として開催をしていきたいというふうなことであります。したがって、この大会についてのことについては、最上広域の市町村の中ではまだ正式な議題として上がっておりません。一部の町村長の方に個人的に私のほうでお話をしているというふうな状況であります。

9番 何かよく分からないんだけど、こういう状況で勉強のほうも後れている、練習もやっていない、けがをすると大変だということで野球とかも全部中止になってきたわけですよ。同じような考え方でいけば、なぜ今ここになって、この中学校だけここでやらなくてはいけないのかなという思いです。町長もおっしゃったように、私もさっき言ったけれども、別のスポーツに関わっていますので、これはやらせたいです。やらせたいけれども、様々な今の環境からすると、やるべきかなと、ここで舟形町が音頭を取ってやるものなのかなという思いでちょっと考えたところでございます。町の判断だということでございますが、教育関係として教育長はどう考えておりますか。

教育長 今のやりとりを伺いまして、今日の新聞でも掲載してございましたけれども、高校生の部活関係については6月13日、今週いわゆる対外交流が解禁になるみたいな話の、今日記事が出てございました。その通知につきましても、教育委員会のほうに昨日来ておまして、今の状況を申し上げますと、全中が中止になり、県大会が中止になり、地区大会については

県内については田川、最上郡がまだ検討中というふうなことで、県内2地区が検討中というふうになっております。

コロナ感染症の小康状況というふうなことで、そういったことも段階的にというふうなことなんですけれども、今管内の校長先生、町内の校長先生のほうにも伺ってはいるんですが、やはり部活を始めて体ができているのかどうかというふうなことも心配であり、なおかつ健康診断もまだやっていない状況だというふうなこともあたりしております、県でこのたび高校のほうはそのように対応するというふうなことですけれども、小中については今後そういうコロナ感染症の小康状況を見ながら、子供たちが本当にやっぱり中学校3年生最後の発揮する、活躍する場を提供できるかどうか、今一生懸命学校の先生方と中体連関連の地区大会の事務局のほうでも検討してございますので、そういったことも期待しながら、それでもし駄目な場合について何とか町のほうでというふうなことですので、その辺をご理解いただいて対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

6番 関連で結構です。同じ内容でありますけれども、今教育長の答弁の中で、学校でも十分検討しているというふうなことであります。検討しているということは、コロナ感染症をどういうふうにして防ぎながら試合ができるのかというふうなところを十分検討しているのかなというふうに思っております。

そういった中で、地区大会で中止というふうな中で、舟形独自で、じゃあ感染症を絶対防ぎながら大会運営ができるのか、甚だ私はできないというふうに思っております。それであれば、あえて舟形町独自でこの予算化をするのではなくて、地区で何とかこの大会ができるような形で大いに働きかけをしてやっていくと、そして舟形町からはその運営については全面的に協力していく、こういうふうなスタンスで私は十分だと思えます。そういったところで、教育長なり町長の考えをもう少し聞いておきたいと思えます。

町長 地区の中体連の代替大会についても、開催条件がございます。それらをクリアしないと大会は開催しないというのがあります。その点については町としても同じです。ただ、町として違うのは、学校関係、部活としてできることが、できることとできないことがあるので、それを社会体育のクラブ活動の大会に置き換えれば、先ほど言った学校の先生の代休の問題であったり、それらについてはできるであろうと。コロナの感染の予防、危険性がある場合は、どちらの大会も開かないということなので、その点はまず理解していただきたいというふうに思えます。

何か補足あれば、教育長のほうから。

教育長 国、県のほうからも、部活動の対応の仕方というふうなことで、指導者に細かい指導の通知が来てございます。当然、その試合等がなされる場合についての配慮事項というふうな

ことも、細かい事項で来ておりますので、そういったところが対応できれば、対応も可能かなというふうに考えているところです。補足として、なれば、そういった指導の下にクリアできるかどうかの確認をチェックをして対応していくというふうな考えになるかと思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じページのがんばれ舟形特産品応援事業、これについて、若鮎まつりで販売される3万匹の鮎の販売を手がけたいというような内容でありますけれども、漁協に町が委託している若鮎まつりに関して使用する鮎というのは、たしか2万匹だったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、3万匹なんでしたか、そこら辺のところのまず確認からお願いいたします。

まちづくり課長 3万匹の鮎の内訳なんですけど、全協のほうでは若鮎まつりに使用された3万匹というふうなご説明を申し上げたんですが、失礼しました。若鮎まつりは2万匹を漁協さんをお願いしています。振興公社のほうで毎年1万匹を利用させてもらっています。それで、計3万匹といった内訳になっております。

7番 振興公社は振興公社の努力でまず1万匹というのを売るべきなのではないかなというふうに思うんですけれども、つまり町が買い上げるといって補償した2万匹について、ここの中では予算化をして本来やるべきなのではないかというふうに思うんです。若鮎まつりが中止したということ、そこに売店できなくなるという責任も、振興公社に対して町が責任を負うという、そういう意味なんだろうけれども、ある程度この中では自分たちが振興公社、経営母体があるわけですから、どのような努力をするつもりという話し合いができているのか、そこら辺のところも質問いたします。

まちづくり課長 振興公社につきましては、例年振興公社で1万匹を漁協さんから仕入れているんですが、各イベント、昨日申し上げたんですが、港区、世田谷、JRその他もろもろのイベント等の販売、これが全て今中止になっている。あと、併せて今議員さんがおっしゃられました若鮎まつり、これも中止になった。そういったところで、鮎を売るすべがちょっと今ない状況にあります。そういったところで、町100%出資の会社でもありますので、ここは経営の支援、何らかの形でしていかなければいけないのではないかなというふうに考えました。その中で、鮎まつりの鮎と併せて、このがんばれ舟形特産品応援事業ということで考えたところでございます。

7番 この鮎を、町は一体幾らで売ろうとしているのか分かりませんが、ざっとこのコロナ対策ずっと見てきていますけれども、全町民に対して一律に公平に支援をするなんていう、そういう金銭的なものを考えていないなんていう答弁でありますから、この際鮎の町でもありますし、この鮎を町民にこの半券でも配って、まず景気づけに3匹でも4匹でも食べてくださいと、そういうような対策、舟形町独自の対策やってみたらどうなんですか。そういう

ような、これ幾らで販売すると書いていませんけれども、そういう金額、何ぼで売ろうとしているのかも含めて、全く町民に対して公平に何かコロナ対策で支援していきましょう、我々の気持ちを伝えましょうなんていう政策ないなというふうに思っていますから、見ていますから、全町民に対してこういう鮎でも焼いて食べさせるというふうな、そういう考えもいいのではないかなと思いますけれども、そこら辺のところをどういうふうに考えているのか質問いたします。

まちづくり課長 全町民に配布というふうなご意見だったんですが、その全町民に配布というふうなことではちょっと考えていなくて、ただ若鮎まつり、これまで39回やってきたんですが、若鮎まつりには例年2万人ほどやはりおいでいただいているんですけれども、その中でやはり多いのが、やはり町外の方が多いのではないかなというふうに感じています。そうしますと、町内の方で、じゃあ若鮎まつりで舟形町の養殖の漁協さんの鮎を食べてもらっている方は、一体どれほどいるんだろうかと考えまして、このたびは鮎の、全協でもご説明したんですが、3密を避けたドライブスルー、あとは町民へできるだけ舟形の鮎を味わってほしいという観点から、各地区の公民館のほうにもデリバリーしたいというふうに考えて、より多くの町民の方に購入の機会を広げたいというふうに考えています。

金額につきましては、1匹350円、今年の鮎まつりの金額に設定を考えております。それで、3匹1セットで1,000円というふうなことで、今検討しているところです。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

1番 今鮎を売るという事業ですけれども、それは鮎まつりの日に開催するのか、もしくは予約制なのか、ドライブスルーにするとすると、この間鶴岡の例がありまして、やはり鮎まつり自体が渋滞を起こすような状態になっていて、そこにドライブスルーという方式というのは、鶴岡のことを考えると、とても困難なのではないかと思えます。

それと、やはり2万匹の鮎を、例えば2日間でもし提供するとすれば、まず若鮎まつりで6店舗の鮎を焼いている業者で、やはり1日に焼ける数が2,000とかの数で、それを温泉でこの間するという話でしたけれども、その点はどのような方法でこの2日間だけで売なのか、予約制にするのか。やはり、売れるのも分からないで2万匹を焼いて、じゃあ実際来てほしいといった場合に、残った場合とか考えると、よっぽど考えて行動していかないと意味のないようなふうに思うんですけれども、その辺どう考えているか教えてください。

まちづくり課長 ただいまのご質問ですが、1つ目が2日間やるのかということに対しては、やはりざっと計算してみたんですが、1人2パック、3匹1セットですと1人2パックぐらい購入したというふうに予想すると、3,300人ぐらい来るというふうな計算をちょっとしてみました。それが、1人1台もし乗ってきたとすると、3,300台の車が集中するというふうに予

想されます。そうしますと、アユパークでは当然混雑して、信号もしくはインターまでの当然また渋滞が発生してしまうのではないかなというふうに考えています。ですので、2日間というふうなことでなくて、これはあくまでも今年の鮎まつりは9月の第1土日というふうなことで設定したんですけれども、これを2週間、2週目の土日というふうに分けてもいいのではないかなというふうに考えています。まず密を避ける、混雑を避けるというふうなことをちょっと徹底してみたいというふうに思っています。

あと、2つ目です。鶴岡市さんのちょっと今状態というか記事もあったんですが、これについては、やはり幾ら来るか、私たちもやってみないと、これは初めての事業なので分かりませんので、予約制にしたいというふうに考えています。それで、予約制にして、幾ら来るのかとすると、焼く段取りもつけられるのかなと。密の、あと会場の配置もつけられるのかなと考えておまして、予約制にしたいというふうに考えています。

あと、2万匹を2日間で売りさばけるのかといったところについてなんですが、やはりなかなか難しいのかなと思っています、混雑の状況を考えて。先ほど申しあげましたように、2週にわたって土日ですというパターン、あとは焼くのは温泉、この事業の委託は温泉にしているんですが、焼くという作業については、昨年6事業の出店の方が出店されておりますので、その出店部会のほうにご相談をこれからかける段取りをしています。それで、焼く作業をしていただけないかといったことをこれからしていく段取りでしています。

以上です。

1番 6事業所のほかに、多分店舗ごとにも依頼しているようなこともあると思うんですけれども、まず一つは、商業者の国の持続化給付金、それにやっぱり50%に満たない事業者もおられます。そこで、どこでその50%減になるかという話を聞いたところ、鮎まつりのときに依頼されている鮎を焼く部分がなくなれば、そこで50%切れるかなという話も出ています。やっぱり国では、小規模に100万円、中小に200万円という範囲で、それを50%にならない、県の補助の対象にもならない、それに対して町は10万円という形でありますけれども、結局3か月間もしくは4か月間でやはりもう300万円、400万円の売上げ減になっているものの、国の予算が下りない中で、その給付金の場所に充てようとしている9月の時期のことも考えて、事業者がすんなりオーケーするのかという点もちょっと考えますので、その点どうお考えなのか。

まちづくり課長 国の持続化給付金は、昨年度の同月と比較して収入が50%以上減収したところが該当になる国の給付金の事業です。これで、9月の若鮎まつりのときに50%減るので持続化給付金に申請できるというふうな考えであれば、やはりこれは焼き方には参加していただけないと思います。私どもとしては、幾らでも焼き方に参加していただいて収入にさせていただきたいという観点からご相談をしていきたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 1番議員いいですか。ほかにありませんか。

5番 それでは、同じ項目について質問いたします。舟形特産品応援事業2,859万円の予算になっています。鮎3万匹販売するのに2,859万円の予算をつけていると。鮎1匹が953円、このぐらゐの予算がついているわけです。この内容を見ますと、委託料が1,900万円、事業用の器具費930万円の予算になっています。どのような器具をかうのかお伺いします。

まちづくり課長 器具の内容につきましては、鮎焼き機一式100万円掛ける6台を見込んでおります。あと、次に鮎等の加工品を作るための殺菌真空パック装置、これを330万円で見込んでおります。

以上です。

5番 鮎焼き機6台、それから真空が330万円、今年度は振興公社に委託をして3万匹だというふうなことです。ただ、今年度は鮎まつりが2万匹、それ鮎まつりが中止になったために3万匹になったわけです。そうすると、振興公社、例えば来年でもまた鮎を販売すると思うんですけども、1万匹を販売するのに、この6台の焼き機と、この真空パックするのこの330万円というの、これ必要なんですか。

町長 その点につきましては、鮎まつりの売店会の実行委員会の中で出てきているのが、鮎を焼いてももうからないというふうなことで、鮎を焼く売店の数が減少してきている傾向にございます。したがって、やはり炭代、人件費代が多くかかるというのが一番の問題だというふうに言われておりますので、この6台については、鮎まつりのときにその売店の方々に貸し出す、そういった機械を今ガス屋さんと、その製作をするメタル屋さんと、今調整をして作っていただいているというふうなことで考えております。

それから、真空パックのものについては、現在振興公社にもございますが、それは冷凍をして運ばないと駄目だというふうなものがあるんだそうです。その冷凍で保存しなくても常温で保存できる、そういった真空パックの機械があるんだそうです。それを購入すると、鮎等々の特産品の加工品の包装に、今後とも振興公社の加工所等のところで使えるというふうな判断の中で、臨時交付金をいただけるのであれば、そういった形で活用させていただきたいというふうな思いで、その6台分と真空パックの機械を上げさせていただいているというふうなことでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

5番 そうすると、来年からは、今年中止になりましたけれども、来年からの鮎まつりの場合は、この焼き機を焼き手のほうにお貸しをします。そうすると、そのお貸しをすれば、当然賃料が発生すると思うんですけども、そういうふうなことも考えた上で、もし賃料いただかないんだとすれば、焼き賃のほう、設定していただく方に、アップしても問題はないのかなというふうな感じもするんですけども、その辺はどうでしょうか。

まちづくり課長 焼き機につきましては、賃料なくでなくて、今考えているのは、やはりお安くリース、貸し出すというふうなことを考えております。

議長 ちょっと暫時休憩します。皆さん、あとどのくらいの予定者ありますか。
では、ここで11時20分まで休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時22分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方。

3番 今いろいろ議論になっています、がんばれ舟形特産品応援事業でございます。この補正予算というのは、新型コロナウイルス感染症対策費でございますね。であれば、さっきまちづくり課長答弁ございましたけれども、若鮎まつりで町外の方がほとんどというか、町内が3割で町外が多い、確かにそうでございます。ただ、この新型コロナウイルス感染症対策費の中のやっぱりそういうふうな補正なので、先ほどから7番議員とか4番議員が言って、やっぱり私もいろいろ町民からそういうふうなご意見等々を伺います。この際、若鮎まつりが中止になるのであれば、3割の方しか町内でその若鮎まつりに来ないのであれば、逆にそれを逆手に取って、町内の方に皆さんにその鮎を焼いて食べさせたらどうなんですか。そのほうが町の皆さん喜ぶと思います。1万円とか幾らだとか商品券どうのこうのといろいろ出ていますけれども、若鮎まつりは舟形町、やっぱり大イベントです。それが中止になったのであれば、その鮎を利用して町民の皆さんに喜んでいただくような方策を私は考えるべきだと思います。

先ほど町長答弁の中で、そういうのは考えていないと、次回に第2波、第3波来たら、そこは言わなかったですけども、次回にいろいろ考えるというふうなことを言っていますけれども、9月に若鮎まつりが中止になったというのはもう事実なので、そこを見越してちゃんと町民の方が喜ぶような施策を取るのが私は行政だと思います。町長の考えを伺います。

町長 鮎まつりの利用者というか参加者の割合どうのこうのという話がございましたけれども、そういうふうなことよりも、やはり今年度は第40回の若鮎まつりが中止になったと。来年もまた町民の皆さん、それから町外の方にも鮎まつりを楽しみにしていただきたいというふうなことがありますので、当然のことながら、やはり町民、町外の方についても、鮎まつり来年も来ていただけるような、そういう来年につながるようなものというふうにご考えているところであります。

現在のところ、福祉施設等については鮎を配る予定でおりますので、そういった施設については当然のことながら鮎は行くんですが、町民全てにとというふうなことになりますと、別に鮎要らないという人もいらっしゃるかというふうに思いますので、そこまで押しつけるとい

うふうなことはないというふうなことでありますので、希望があれば先ほど言ったとおり、ドライブスルーもそうでございますけれども、農村環境改善センターや生涯学習センターでの販売も考えておりますし、さらには各地区公民館のほうまで行って予約をしていただければ、そこまで届けるというふうなことであります。それを無償で配るというふうなことがいいのか、そういった希望の方が安く鮎を購入するというふうなことがいいのか、そういったことを考えながらやっていかなければいけないというふうに思いますが、配れというふうなことについてどう思うかというふうなことなんでしょうけれども、今のところは先ほど申し上げましたとおり、福祉施設等につきましてはそういった形でお配りをするというふうなことで考えておりますので、あと必要な方については今のところはお購入いただくというふうなことで考えております。

3番 あえて再度申し上げます。福祉施設等には、今回鮎釣り大会とかいろいろもうメーカーさんの大会が中止にもなっているのかな、ちょっとその辺把握していませんけれども、そこに釣った鮎がその福祉施設の方々に行っていると思います。今回それを、大会がないからこれをやるという、それは分かります。ただ、やっぱりコロナ対策なんです。だから、町民がやっぱり喜んでいただく、いやあよかったな、だから押しつけと今町長言われましたけれども、押しつけならやっぱりそういうふうな、学習センターとか環境改善センター、町内会長回覧版でも、そういうふうな今回こういうふうな記念大会が中止になったので、町民の皆さんに等しく喜んでいただけるようにというふうなことで、あえてそういうふうな施策を打ったらいかがかなというふうな、私はあえて声を大にして言いたいと思います。検討をよろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じ項目の中でのICT整備事業についてお伺いします。

これ、先ほどの歳入で質問しましたけれども、まず100%来るような補助金の事業だというふうに認識しておりますけれども、これ全協で示された説明文の中には、生徒一人一人に1台のタブレットなりのものを整備するということが書かれてありましたけれども、これ全額予算通れば、全部、全生徒に対してタブレットなりのハード面での1人1台というものが実現するのでしょうか。そこら辺のところをまず質問いたします。

教育課長 まず、このICT整備事業、国のギガスクール構想に基づいて今回予算化させていただいておりますけれども、ギガスクール構想の予算では大きく二つ、1人1台タブレット等の機器というところが一つと、あとは学校のネットワーク関係の整備というところの、大きく言えば二つの整備がメインとなっております。こちらについては、国の100%補助という事業ではありません。学校のネットワーク整備につきましては、基本的に2分の1の補助率というところがございます。タブレット整備の機器の部分については、1台当たりの定額補助

になりますので、1台当たり4万5,000円、それを超える部分等については持ち出しという形の事業でございますので、今回は地方債等も活用して、その財源のほうに充ててございますので、まず1点目として財源的にはこの金額が全て国の100%ではないというところをご確認いただきたいと思っております。

それから、今回の1人1台タブレットの経費、こちらの方全額町のほうで執行予定、実施するわけですが、これが確実に執行されれば、小中学生1人1台にそういったタブレット端末等の機器が割り当てられるというような整備が実現するものであります。

以上です。

7番 それでは、この新型コロナウイルス対策費プラス自前のまず考え方の中の予算の中で、全子供たちにタブレット、ハード面での環境整備が整うということの理解でよろしいですね。そうなった場合に、今まで教育委員会あるいはいろいろな会議している中で、先生の教育ができないとか、通信環境が整わないとか、そういった説明も教育委員会ではされてきています。そういった、つまりハードだけ用意されたけれども、ある意味それを教える環境であったりソフトの面が後れば、それは子供たちに対しての教育が、ネット環境での教育が後れるのではないかという懸念も一つあります。そういったところをどういうふうに、物はあるけれども、そのタブレット教育が進まない、そこら辺の穴埋めをどのように考えているのか質問いたします。

教育課長 1人1台のタブレット整備になった際のいろいろな学習のやり方、使い方というのは考えられると思います。そういった中で、全国的にも先進事例等を見ますと、かなりもう既に家庭リモート学習とか、家庭と学校の間でのリモート学習というふうなところまで活用が進んでいる事例もございます。

舟形町では、これまでそういった学校の外へそういう機器を持ち出した学習というところは、まだ想定しておりませんでしたし、現状これから1人1台の端末の整備ということに携わるわけですので、現在、昨年度あたりはグループ学習の中でそういったタブレット端末を使ったという、使って学習していたという経験はございますけれども、それ以上の全員がタブレットを持って、その子供たちの学習内容を常に教師がどういう形で把握して、それを授業に結びつけていくかという使い方につきましては、全国のいろいろな事例のほうを研究しまして、町のほうでも初期段階の、まずは動画を使ったりですとか、その整備する機器の使い方の中で、先生たちが使いやすいところからまずは使い始めていただくために、そういった事例集のようなものも配付する予定であります。そういったものを活用していただきながら、最終的にそういった学校と家庭とのリモートでのやりとりというところまでたどり着ければというふうには考えているんですけれども、それはあくまでも段階を追って、先生たちの習熟度が1か月、2か月で上がるわけではございませんので、使っていく中で、もっとこうい

うことをやりたい、もっとこういうことはできないかというところでの試行錯誤を踏まえて、より快適なそういったタブレット学習等のメリットを生かした部分を使って、使いこなしていきたいというふうに考えております。

7番 進め方については、まず考えがあるようですけれども、この予算が通ればいつ頃発注して、品物が品薄だという、世界的に品薄だという話も聞きますし、そこら辺のところをどのように、いない間に今課長が申し上げたような先生の教育なり考え方を構築していくという考え方もあるでしょうけれども、品物が来る時期なりの予想なり、そういったものを立てているのか、そこら辺のところを再度質問いたします。

教育課長 タブレットの発注後の到着時期というところは、ちょっと私どもも一番関心を持って業者さんのほうに情報提供いただいているところですが、現在の状況では、やはり年度末ぐらいになってしまうのではないかなというような業者の情報もございます。ですので、教育委員会としてはできる限り、予算が通りましたら速やかに発注業務のほうを進めさせていただきまして、できるだけ早い時期に発注かければ、ほかの自治体よりも優先して配分、配置されるというように考えておりますので、できるだけ早い発注業務というものを心がけていきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

9番 先ほど3番議員が、鮎を配ったらという話がありました。今回は、この鮎3万匹をどうやってさばくのかと、議員の中で話になっている、3万匹2週にわたってでもさばけるのかなというその心配もあって、であれば配る分、あと販売する分と、そういうふうな仕組みで計画的にやったほうがいいのではないかなという話もあって、3番議員がさっき話をしたのかと思いますけれども、それとは別に、やっぱり3番議員がおっしゃるように、町民全てに何か行き渡るようなコロナ対策ということで、町として何か対策をする必要があるのではないかな。よそのことをまねしろとは言っていないですが、よそでは肉を配ったり商品券を配ったりやっています。そういう形で、たとえばモリノマスクを配るとか、アユノマスクを配るとか考えて、もうマスクはみんな行き渡っていますけれども、町長のモリノマスクだよということでもらえば、町民喜ぶんですよ。そういうことを考えてはどうかということで、先ほど3番議員もおっしゃったと思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

我々議員で、さっき6番議員の質問の中で、町長は我々の議員報酬削減にパフォーマンスだとおっしゃいました。非常に私、憤りを感じました。パフォーマンスではないです。それだけ間違った考えを持っていただきたくないと思っております。パフォーマンスであれば、モリノマスクを配って、町長も町民の代表として選挙で選ばれた方ですので、パフォーマンス、モリノマスクですよと配って、それ同じようにやればいいんです。どうですか、町長。先ほどのパフォーマンスと言ったその言質取っておりますけれども、その辺りについても伺い

します。

町長 先ほど、パフォーマンスというふうな発言をいたしました。本来、パフォーマンスの意味というふうなものとして一般で理解されているパフォーマンスの意味がちょっと違うかなというふうには思いますが、表現というふうなことであったり実行であったりというふうなところがパフォーマンスという本来の意味だというふうに思っておりますけれども、その議員さんたちの思いを形にしたのが今回の200万円に及ぶその減額だというふうなことで申し上げたつもりだったんですが、ただ一般的にその形骸的な見せかけ、ショー的なというふうなふうに思われているというふうなことであれば、大変遺憾だというふうに、申し訳ないなというふうに訂正して謝らせていただきたいというふうに思います。

ただ、その質問の内容で、町長の報酬をどうするのかというふうな考え方なんですが、私はそのアベノマスク、モリノマスクというふうな話もありましたけれども、そういったところの自分の宣伝というふうな意味ではなくて、しっかりと自分は実務的に進めていきたいというふうに思っております。先ほども言いましたとおり、プレミアム商品券であったり、各商店で販売されるガンバルめがみちゃん商品券の購入を通しながら、そういったことに対応していければというふうに思っておりますので、あえて私がやりましたというふうなことは、私はあまりやりたくないというふうに思っております。

ただ、その3番議員さんをはじめ言われております町民に対していろいろとどういうふうにするかというふうなことに関しては、先ほども申し上げましたとおり、これで全てがというふうなことではございませんし、そういう方向性のというふうなことで検討しろというふうなことではございましたので、その点については検討をするというふうなことについてはやっていきたいというふうに思っております。

9番 ちょっと言い方はあれでしたけれども、パフォーマンスでやれと、マスクを配れとか、そういうことを言っているのではなくて、そういう考え方もこれから持っていけないと、このコロナ対策、せつかく臨時交付金が来るわけですから、それを有効に活用する手だてとして、町民に行き渡るような何か施策が必要ではないかということで申し上げたところでございますので、今の町長の答弁ですと、今後また交付金が来る予定もなっておりますので、その辺りその町民に行き渡るような施策も考えていくということでございますので、それを期待をしたいと思っております。

それは期待は期待でございますが、今回この様々臨時交付金の予算計上になってございます。何回も同じことを申し上げます、3番議員も言っているその町民全員に行き渡るようなその様な施策ではなっていないのではないかなという辺りが、皆さんが申し上げたいところでありまして、それと同じようにさっきから7番議員が言っている、それぞれの12項目ございますが、それぞれのその計画といえますか積算根拠といえますか、細かく詰めたその計画に

なっていないのではないかなという辺りもちょっと否めないところもあるものですから、その辺りはみんなこう、鮎1匹何ぼで仕入れてくるんだとか、その辺りが全然分からない。1,900万円ですよ、900万円は機械ですよ、あと1,000万円で委託なんだよ、丸投げですよと、それでは駄目なのではないのかという辺りも皆さん言っていると思います。皆さんの代弁をしていますけれども、その辺りについてもう一度町長からお伺いします。

町長 先ほどのいろいろな施策についてご心配いただいているところでありますけれども、地方創生臨時交付金の中で、こういったことに使っていていいですよ、駄目ですよというふうなことについては、先般お渡ししました事例集の中にも書かれてあります。損失補償等については駄目というふうなことになっております。そういったことをいろいろと検討した上で、今回の補正予算というふうなことで計上させていただいています。その基になったのが、地方創生臨時交付金の締切りが29日までにメールで申請をするというふうなことでありました。

そういう期間のない中でありますので、やはり先ほどその見積りはどうなったのかというふうなこととか、いろいろまだまだ詰められていないというふうなご指摘はそのとおりでございまして、期間のない中で、先ほど申しました事例集も、最初は町のほうにも来ていないという状況の中で、こういったことというふうなことを職員の中で考えて、その中でさらに示された事例集の中で削っていたり足したりしてつくっているところがございます。そういったところについて、もし今後、走りながらではございますが、県のほうで今29日に提出しましたので、3週間ほどの審査を受けてというふうなことがございます、それでさらに内容が詰まってくるというふうに思っております。

そういった中で、今後、今国会で言っている2次補正の2兆円の地方創生臨時交付金の中身等についても検討しながら進めていかなければいけないというふうなことになります。そういった中で、地方創生臨時交付金が全て町民一人一人に行き渡るものとしての交付金が充てられるかどうかというふうなものについては、国のその審査を待たなければいけないというふうなことがありますので、そういった場合については一般財源の中でそれをやっていくというふうなことだというふうに思っております。その地方創生臨時交付金であれば10分の10というふうなことでありますが、そこに該当しなければ、それについては一般財源で出すと、そのことが果たして町民の今後の幸せのためにつながっていくかどうかというふうな判断も、我々としてはしていかなければいけないというふうに思っておりますので、単純に今ほかの町村の事例を見て、配っているから配れというふうなことになるというふうなものになるかどうかというものは、今後そういった国の情勢であったりを見ながら、町の財政的なことも考えながらやっていかなければいけないというふうなことで思っております。

前にも申しましたけれども、こういったことをしっかりと取り組んでいきたいというふうなことで、この6,514万円を取りにいくというふうなことで職員とともに考えたものでありまし

て、残念ながら詰まっていけないというふうなご指摘はそのとおりであります、今後国の審査を受けてさらに詰めて、よりよいものにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

9番 今財政のことが出ましたが、今一時的に6,500万円、今足りないのが7,000万円ということでございます。一般財源、今足りない町です。2年連続の災害もあって、そこでぐんと60億円ほど一般会計がのびてしまっている。そんな中で、公債費比率も高いこの町で、これから一般財源を使ってという話になれば、またまた厳しい財政運営になっていくのではないかなと。であれば、できるだけこういうものを活用して、コロナでみんなに行き渡るような施策をしたほうがいいのではないかなと思うところでございますので、併せましてこれからの臨時交付金も併せてそのような形で取り組んでいただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 先ほど鮎の焼き台100万円6台のガス式と言いましたけれども、来年その焼く事業者にまず貸し出すとかありますけれども、はたしてガス焼きの鮎って食べたいものでしょうかね。やっぱり、真空にするにしろ何にしろ、付加価値がついての品物だと思います。ガス焼きしたものを真空パックして誰が買いますか。やっぱり炭火焼きの鮎だからって、食いたいなという思いがある中で、じゃあ来年度の事業者がガス焼き貸すからしてけるといったら、いやガスなんかって思うと思うんです。やはり、それだったら炭代を補助してもらったほうが全然いいと思うんですけれども、そのやっぱり活用方法が鮎まつりとなってくると、結局お客さんの目にもガスで焼いている鮎っていうふうな感じになると、何かこう鮎まつりの質が落ちてしまうのかなという懸念もありますけれども、その辺のお考えというのはやっぱり行政からの考えだけなのか、それとも業者に聞いた答えなのか、その点お聞かせください。

まちづくり課長 ガスでの焼き台についてなんですが、この購入の意図としましては、例年朝早くからやはり焼き方をさせていただいて準備している、やはり大変だというお声をいただいています。出店しても、大変なことが多くなってきて、翌年参加できなくなってきたわということで、だんだん減ってきたのが昨年の状況でした。町では、そういったところを考慮しましてガスの焼き台を検討したのは、素焼きを事前にしていただければ、当日の炭代も少し低く抑えられるのではないかなと。あとは焼く手間も抑えられるのではないかなというふうに考えたところです。当日、会場でガス焼き器で焼いたものを売るというイメージでなくて、これは出店の方にもご説明をしていかなければいけないんですが、事前の素焼きでそのガス焼きを使って、当日は炭焼きで本焼きを入れていただいて提供していただけないかと。特に、港区だ世田谷だ、大宮のイベント等に行くところに関しては、全て素焼きをして会場で本焼きを入れるというふうな販売をしている状況から、そういった考えに至ったものです。

1番 それこそ、やっぱり何かパフォーマンスのような気がするんですけども、やはり大変な

ことが、この昨年とかおととして大変というものではなくて、もう数年前からやっぱり鮎の価格が下がった、販売価格が下がったことよっての苦勞さが出てきているわけです。結局、金額を上げない限り苦勞は同じなんですよ。だから、そこでガス焼きをやって素焼きをしてください、素焼きだって本当は炭でするのが素焼きなので、その辺ももうちょっと考えていただきたいなと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 ページが18・19の農畜水産物生産継続支援事業880万円というふうな事業ありますけれども、この内容等を見ますと、農畜水産物の販売額が20%以上下落した農家に対し支援を行うというふうなことですけれども、この事業の、今現在国では持続化給付金ですか、これ受付始まっておりますけれども、この町独自の事業についてはどういうふうな事業スキームになっているのか、そしてまた20%以上下落した農家に対してどの程度の支援を行うのか、これについてお聞きしたいと思います。

農業振興課長 こちらの事業につきましては、初めに農作物関係のセーフティーネットというのが、国及び県のほうで価格下落対策とかが設けられておりますが、そちらのセーフティーネットに該当しない作物、例えば花卉、花関係は全くそのセーフティーネットはございません。また、品目によりまして野菜等もありません。水稻等については、米のほうで例えばナラシ対策とか、該当する方はそれぞれ条件がありますが、いろいろな作物ごとにセーフティーネットが設けられてございます。その中で、そういったセーフティーネットに該当しない品目のうち20%以上、前年比というふうな形で前年の平均単価を想定しているんですが、そちらから下落した品目に対して、先ほど町長からもありましたが、その価格下落の補填はまかりならんというふうな事業のルールがございまして、次期作、来年度、来作に向けた資材また種苗、また肥料等の購入に対する補助を2分の1程度考えているところでございます。それが野菜関係でございまして、花卉類につきましては、国のその事例集というかその事業申請のための参考にする事例集の中に、花卉の下落は2月、3月、4月まで非常に大きな下落があったものですから、それに対して花卉を市町村で買い上げて、公共施設または希望する方々に配付するというふうな事業も事例集に載っていたものですから、当方としてはトルコキョウを念頭に置きまして、そういう買い上げる事業は下落したときはどうかなというふうに考えて設定をしているところでございます。

また、繁殖牛につきましては、支援策が今のところセーフティーネットがない状況になっております。肥育牛だとマルキン対策とかあるんですけれども、繁殖牛の価格下落が先月までの資料では下落が著しく、焼く半値ぐらゐの取引になっているものですから、繁殖牛の今後の購入に対しての2分の1の補助というふうな形で考えているところでございます。

以上です。

6番 補助金もらうためのこの事例集、ちょっと読んでこなかったのですが、国の持続化給付金については50%以上の減収というか、もう申請が始まっているわけです。そういうとき、50%以上の減収があれば、個人であれば100万円、あと法人であれば200万円というふうな形で支給されるわけですが、この役場関係では個人に直接そういうふうな補填をするということは駄目ということか。そしてまた、町のこの受付というのはいつ頃から始まるのか、もう少し詳しく聞きたいと思います。

農業振興課長 その臨時交付金の絡みになりますが、そちらについては価格下落の補填はしてはいけないというふうなルールが基本的にございます。また、この農畜水産物生産継続支援事業というふうに計画しているものについてですが、こちらについては、その計画が認められた上での時期になりますので、この場ではちょっと分かりかねるところです。今年度事業を実施いたしますが、開始の時期についてはちょっと分かりかねる状態です。すみません。

議長 暫時休憩をします。

午前 11時58分 休憩

午後 0時02分 再開

議長 では、会議を再開します。

6番 確かに、国の制度設計は非常に現実を把握しないままにつくっているというふうなことは分かります、私もその申請書類等を何か見ますと。ただ、舟形町においては、やはり前年度の実績、そして今年の年度末、今年の実績でもって申告した段階で、現実として20%以上の減収があった方については、やはり町独自で補填してやるということも何ら考えても問題ないのではないかなというふうに思いますので、本当にこの実績に基づいた申請を受けて、減収された方については補填してやるというふうなところをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時01分 再開

議長 再開します。

日程第2 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について

議長 日程第2 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 1,922万300円というふうになっていますが、これの入札率というのが何%でしょうか。

住民税務課長 落札率でよろしかったでしょうか。落札率につきましては、97.07%になります。

議長 ほかにありませんか。

2番 当初の予算2,005万3,000円から83万円ほど安くなっていますが、その内容を少しお聞かせください、お願いします。

住民税務課長 当初予算積算の際につきましては、見積額を持っていたしましたが、予定価格を決める際に3社でやる市場調査価格をしてございます。その結果、平均値を取りましたので、金額のほうは、予定価格のほうも安くしてございます。

2番 それでは、当初計画していた設備、装備を落としたわけではないというふうな理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長 車種、装備品につきましては、当初予算と同じ内容にしてございます。

議長 ほかにありませんか。

3番 2台の配備予定箇所を教えてください。

住民税務課長 1台が経壇原、もう1台が長者原になります。

議長 ほかにありませんか。

9番 すみません、この内容については承諾しました。

ちょっと離れますけれども、昨日火災ありました。火災の通報といいますか、我々に前ですと広域からどこどこ火災出動しましたというメール来たんですが、昨日来なかったんですが、これからずっと来ない仕組みになってしまったんでしょうか。メールの入替え、前回ね、防災無線が入ると我々にメールが来ている今状態なんですけれども、その仕組みが変わったせいで、火災が発生しても我々に通知が来ない、今後も来ないというシステムに変わったんでしょうか、その辺りお伺いします。

住民税務課長 昨日はメールが届かないということで、大変ご迷惑をおかけしました。昨日すぐ原因を確認しております。これまでですと、広域のほうからメールを登録された方に真っすぐメールが行くようになってございました。今回防災無線のほうに防災メールの装置をつけまして、町で一旦受けた後、登録のされている方にメール配信という形になってございましたが、消防に登録している町の代表のメールが、何らかのはずみで削除されていたようでして、今後につきましては登録状況を月1回とか確認しつつ、町の防災メールを使って配信する予定でございます。

9番 そうしますと、ちょっとシステムの障害で昨日たまたま来なかったということだけであって、今後今まで同様な広域からの、例えば火災があれば通知が来ると、登録している方には、そういうことでよろしいんですか。

住民税務課長 今後とも火災が発生した場合には、メールで配信していく予定で、当初の防災無線もそのように設定しておりました。今後は、町のほうの防災メールで火災のメールを配信していきます。

9番 そうしますと、仕組みは分かるんだけど、前までは広域から真っすぐ我々にメール来ておった、その仕組みが変わって、広域から町に行って、町が今度その登録している方に配信するという話ですか。そこでちょっと時間、タイムラグ出てしまいますよね。そういう緊急時なんだけど、その辺りは大丈夫なんですか。

住民税務課長 タイムラグがないように配信するシステムになってございます。

議長 ほかにありませんか。

4番 じゃあちょっと、小型ポンプ項目で、昨日林野火災、私も行きましたけれども、本当にあの密集というか住宅が多い中において、水利が物すごく脆弱だったので、今後あそこの水利に関して増強するなりしないと大変なことになるのではないかなと思ったものですから質問させていただきました。

町長 昨日、小国議員と荒澤議員については、暑い中大変ご苦労さまでございました。

その小国議員と同じ思いを私も昨日申しました。水利がなかったものですから、B&Gのプールからつなぎポンプでというふうな準備もさせていただいたところでもございました。そういったことも踏まえて考えてみますと、近くに小国川はあるんですが、そこまで下りるすべがあそこの近くではなかったというふうなこともありまして、やはりその防災計画上、さらには消防の施設整備の計画の見直しというふうなものも必要ではないかなというふうに私も感じてきております。

そういったところを含めて、木友地区というふうなことだけではなくて、全町的にもう一度その水利等も含めて、万が一のことに備えているというふうなことでありますので、消火栓だけでしか昨日はなかったものですから、そういったところで防火水槽等の活用というふう

なものも、整備というものも必要ではないかなというふう感じておりましたので、早速その整備計画の見直しというふうなものも着手してまいりたいというふうに思っております。

4番 やっぱり、あそこの西堀地区、木友地区、共にやっぱり水がないのは、今始まったことではないわけですが、本町においてはやっぱり大堰とか、ああいう水がふんだんに来ておりますから何とかなるんですけれども、そしてあのときに林野火災だったから、あれで何とか済んだのかなという思いでおりますので、やっぱり住宅密集地、西堀なんか特に大変なことになる前に、やっぱり今後検討していただきたいと思います。

議長 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第43号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた

します。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第4号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

議長 日程第5 発議第4号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これを持って質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をし、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の正副委員長の互選のため、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を招集いたします。

ここで、1時35分まで休憩をいたします。

午後1時26分 休憩

午後1時33分 再開

議長 それでは、再開をいたします。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告を願います。

7番 それでは、報告いたします。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会で慎重審議した結果、委員長に奥山謙三議員、副委員長に石山和春議員と決定いたしました。

以上です。

議長 ただいま報告がありましたように、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長に奥山謙三議員、副委員長に石山和春議員が選任されました。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 閉会中の継続調査申出

議長 追加日程第1 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長より、会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査について申出があります。奥山委員長より報告を求めます。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 令和2年6月11日、舟形町議会議長殿。
舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長奥山謙三。

閉会中の継続調査申出書。本委員会は、次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、舟形町議会会議規則第74条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項 新型コロナウイルス感染症対策に関し、特に調査を必要とするもの

2. 調査方法

- (1) 委員全員により調査研修を実施する。
- (2) 閉会中に委員会を開催し、慎重に課題検討を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

3. 期 間 令和2年6月11日～令和3年4月30日

以上です。

議長 お諮りいたします。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第6 委員会付託の審査報告

議長 日程第6 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情、以上2件について一括して佐藤広幸総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年6月11日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長佐藤広幸。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号 付託年月日・令和2年5月22日。件名・看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。審査結果・継続審査。

受理番号、請願第2号 付託年月日・令和2年5月22日。件名・介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。審査結果・継続審査。

以上でございます。

議長 これより陳情第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第1号は委員長報告のとおり閉会中の継続審査と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。陳情第1号は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより、陳情第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第2号は委員長報告のとおり閉会中の継続審査と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第7 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年6月11日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年5月28日(木)

2. 調査内容 新型コロナウイルス対策について

○健康福祉課

(1) 検診の遅延及び高齢者の運動不足・体力低下の対応について

①町担当者からの説明

・3月、4月、5月に中止した健康診断関係、母子保健関係事業のその後の対応については、日程を延期し受診者の人数を分散し調整を図り実施する予定。

・4月に自宅で行える体操や栄養バランスの情報を全戸配布し、自宅での活動にも健康ポイントを付与することにし、運動不足・体力低下の解消を図った。

②所感

・3月、4月、5月の検診センターでの健康診断が年後半に移行した場合、来年の健康診断

時期との間隔が短くなることが懸念される。乳幼児検診等についても分散検診の予定だが、受診者に日時が確実に連絡になることと、安全で安心して受診できるよう配慮したい。

・多くの事業が自粛されている中、運動不足・体力低下解消のため自宅での運動にも健康ポイントを付与し推進したことは、大変評価したい。今後も知恵を出し、多くの町民が楽しみ気軽に参加できる事業の考案を期待したい。

○教育委員会

(1) 小中学生の学力及び体力低下の対応について

①町担当者からの説明

ア 学習面での対応

・3月から4月まで小中学校を臨時休業にした期間の説明を受け、その間の授業日数の確保のため、夏季休業の5日～6日間程度と8月24日から26日を授業に充てる予定である。また、放課後わかあゆ塾による学習サポートを考えている。

- ・適切な範囲で家庭学習を課す。
- ・今後の活用に向けてICT環境の調査を実施。

イ 体力面での対応

- ・6月から部活動、クラブ練習、スポ少は通常の活動に戻す。
- ・地区総体が中止の際は、町独自に地区大会規模の開催を考えている。

ウ 学校再開により懸念されること

・生活習慣の乱れ、学校生活への不安、大会やイベントの中止によるモチベーションの低下、感染症に対する偏見や差別、ストレスの増加、生活困窮者への対応。

②所感

・学習ドリルを活用しての家庭学習だが、児童生徒個々の習熟度を把握しながら、学年の到達度を考慮し学力向上に努められたい。

・ICT環境については、タブレットを使える環境を早急に整備する必要がある。

・県中学校総体中止、また地区大会が中止になれば、町独自で大会を開催する必要があるのか疑問である。学校を臨時休業し新型コロナウイルス感染防止対策を講じたので、今回は学力の向上に傾注したらよいのではないか。また、この機会に多忙になり過ぎた学校行事やスポーツ大会を見直すべきではないか。

- ・生活困窮者の子供には手厚く十分な対応をお願いしたい。
- ・新型コロナウイルスの影響を受けている方に、平等に町民からも見える形での対応を望む。

以上でございます。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、石山和春産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和2年6月11日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年5月21日(木)

2. 調査内容 状況調査(新型コロナウイルス感染症による影響について)

(1) 町建設業協会(長倉会長、八楯副会長)

①現在の状況

町協会加盟8社での受注減少などの影響はほとんどないが、塗装業など個人事業者への発注減少があり、事業者は苦慮しているとの説明があった。

②対応策

今年度予定の町発注の工事等について、早期発注などの対応を講ずるべきである。

(2) (株)キリウ山形(稲毛総務部長)

①現在の状況

新型コロナウイルス発症後、メーカーからの受注が激減し、前年対比で50%減の売り上げ状況であり、4月中旬から月の半数は休業による就業体制である。

②対応策

雇用調整助成金等の申請手続を行うなど、会社経営の持続と社員の生活を守るための企業努力をしており、町としても支援策を早急に検討すべきである。

(3) もがみ南部商工会(渡辺事務局長、原田舟形事務所長)

①現在の状況

商工会への相談も90件を超え、サービス業(飲食業)を中心に厳しい状況になっている。商工会としても助成金の申請手続など全面的にサポートしている。

②対応策

国、県、町の支援策の情報提供、相談会の開催など、地域経済の早期回復に向け町独自の支援強化に努められたい。

以上になります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 令和2年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月9日から3日間の日程で、報告が3件、承認が7件、予算の補正が1件、財産の取得が1件、条例改正が2件、合計14件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。

昨日3時過ぎに、木友地内舟形中学校テニスコート脇の原野であります。約10アールほど焼ける火災が発生しました。ここしばらく雨が降らず乾燥していたため、枯れ草の燃え方が激しく、一時は山林のそばに火柱が立ち、延焼する危険性がありましたが、懸命の消火作業で無事消火することができました。この場をお借りしまして、30度を超える厳しい暑さの中、消火活動をしていただきました南支署の方々、消防団の方々に感謝と御礼を申し上げます。また、現場に駆けつけていただいた議員の方々にも御礼を申し上げます。

この火災において、消火のための水利の確保が改めて重要だということを確認させられました。さらなる町民の安全・安心を確保するため、防火水槽などの整備計画の再検討をしてみたいと思います。

さて、山形県における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者については、昨日で37日間連続して出ておりませんが、気を緩めることなく新しい生活様式に努めて、舟形町から感染者を出さないよう、町民の皆様と一緒に努力してまいります。

また、現在国会で審議中の第2次補正予算も含めまして、地方創生臨時交付金を活用し、町経済の活性化に努めてまいります。議員の皆様も、定額給付金を活用して、プレミアム商品券やガンバルめがみちゃん商品券の購入についてご検討いただきますようお願いを申し上げます。

本定例会において、一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘や提言には真摯に受け止めて、行政運営に努めてまいりたいと思います。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和2年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午後1時55分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 齋 藤 好 彦